

(原審 東京高等裁判所 平成22年(行コ)第195号
分限免職処分取消請求控訴事件)

平成23年(行ノ)第105号

申立人 疋田哲也

相手方 東京都

上告受理申立て理由書

2011年(平成23年)9月7日

(上告受理申立て通知書の受送達日 平成23年7月19日)

最高裁判所 御中

上 告 受 理 申 立 人 疋 田 哲 也

上告受理申立人代理人弁護士 津 田 玄 児

同 福 島 晃

第1 原審判決の地方公務員法28条1項3号に基づく分限免職処分に関する判断の判例違背(318条1項)

1 原判決の判示

(1) 原審判決は、第一審判決の認定に訂正を加えて「次のとおり原判決を補正し、次項において当審における控訴人(上告受理申立人)の主張についての判断を付加するほか、原判決(一審判決)の「事実及び理由」第3に説示されたとおりであるから、これを引用する」としている(9p)、そして訂正の上引用した中で、上告受理申立人に対する本件分限免職処分の違法性について、下記のとおり判示した。

①判示1:控訴人(上告受理申立人)は、体罰をそれと認識しながら繰り返してきたものであって、その問題は、一過性のものではなく、相当に根深いものであるといわざるを得ない。そして、このことは、言語を通じての指導力の弱さや他人の人格を尊重する意識の弱さ、あるいは時に感情の抑制が利かなくなるといった性格、性向を示すものというべきである。しかも、生徒Bに対する体罰に関する事後対応の一連の経緯(事情聴取の拒否、虚偽の説明、本件確認書の作成依頼)からすると、規律を遵守する意識の欠如、正直さ、誠実さの欠如、他人の心情への無理解(洞察力の欠如)、自己中心的な思考態度が看取されるのであって、とりわけ、本件確認書の作成依頼は、教育者の行動としてはおよそ理解し難いものであって、教育公務員にとって極めて重要な生徒及び保護者との間の信頼関係を根底から破壊するものである。それに加えて、私物等の保管に関する問題、自動車通勤問題に関する対応からは、独善的、自己中心的で他人の迷惑等を省みない思考態度、上司からの指導による改善も容易でないかたくなな性格、性向、規律を尊重し遵守する意識の欠如などが認められる。このようなことからすると、控訴人(上告受理申立人)の問題点は、相当に深刻かつ重大であることに加え、改善が容易でないものと見込まれるものである。(原審判決19p～)

②判示2：分限処分の中でも免職の場合は、公務員としての地位を失うという重大な結果になることから、特に、厳密、慎重な判断をすべきではある。そして、控訴人（上告受理申立人）は、本件分限免職処分の当時において、約24年の教育経験を有し、専門の理科の教科教育のみならず、性教育活動やクラブ活動等の分野においても実績を上げ、評価もされており（第3の1（1））、本件研修においても、一定の成果を上げていたところであった。また、控訴人（上告受理申立人）には、授業で使用したプリントの内容に関して平成11年11月に「嚴重注意」を受けたことを除いては処分歴等がなく、以前にも問題がないわけではなかったのに（例えば、東久留米西中学校勤務当時の生徒Iに対する体罰や私物等の保管に関する問題上それほど厳しい指導や措置が執られたことはいかかわらず、非違行為について懲戒処分が繰り返されたような事案等との比較において、本件分限免職処分が唐突なものであると受け止められたとしても無理からぬところはある。（原審判決20p）

③判示3：しかしながら、訴訟上の攻撃防御方法であることを差し引いて考えても、控訴人（上告受理申立人）の本件訴訟における主張や対応をみる限り、体罰認識に関する主張はあまりに不合理であるといわざるを得ず、体罰を受けた生徒や本件確認書の作成依頼を受けた保護者の心情面を思いやる態度等もそれほど見受けられないし、私物等の保管に関する問題や自動車通勤問題といったサービス関係の問題点についても、率直な反省はほとんど表明されておらず、依然として自己の正当性を主張することに終始しているものと評価せざるを得ない。このようなことからすれば、本件研修をきっかけとして控訴人（上告受理申立人）が自己の問題点を真摯に受け止めて反省し、大きく認識を改めたかどうかについて、懐疑的な見方をすることもあながち不合理とはいえず、見方を変えれば、むしろ約5か月にわたる研修を経てもなお改善が果たせなかったことを示すともいえるものであり、市教委が、控訴人（上告受理申立人）の本件研修の状況について、決められたものをこなしており、それ以上でもそれ以下でもなく、一連の問題行動を打ち

消すに足る材料ではないと評価し、その旨都教委に報告したことは首肯するに足りるものである。また、平成14年4月以降の私物等の保管に関する問題や自動車通勤問題に対する対応等からすると、仮に、かつての問題行動について厳しい指導や措置が執られていたとしても、一連の非違行為を未然に防ぐことができたかどうかについては、疑問が残るところである。（原審判決20p～）

- ④判示4：上記の非違行為のうち、生徒A、Bに対する体罰は、その経緯や態様が極めて悪質であるばかりでなく、生徒Bの体罰に関するその後の対応も、客観的事実に反する弁解をし、被害生徒らを巻き込んで隠ぺいを図るような行為に及ぶなど、教育者にあるまじき対応と指弾されても仕方のない対応を執ってしまったのであって、控訴人（上告受理申立人）の職は公立中学校の教育公務員であり、その立場上、生徒及び保護者から広く信頼を得ることが極めて重要であるのに、自らの行為によって、その信頼関係を根底から破壊してしまっているのである（控訴人（上告受理申立人）を教壇に立たせないでほしい旨のPTA役員会代表名義の要望書が提出されていることからすれば、実際に、少なくとも一部の保護者からは完全に信頼を失うに至っていることもうかがわれる。）。これらのことに、私物等の保管に関する問題や自動車通勤問題に徴表される控訴人（上告受理申立人）の性格、性向も併せて、相互に有機的に関連付けて評価すれば、控訴人（上告受理申立人）には約24年に及ぶ教育公務員としての相当の実績があること、本件研修により一定の成果もあったこと、これまで厳しい指導や措置が執られたことがうかがわれないこと（もっとも、後二者については、控訴人（上告受理申立人）にとってそれほど有利に斟酌することができないことは前記説示から明らかである。）を総合的に考慮し、厳密、慎重に検討しても、なお、問題点を払拭するには足りず、控訴人（上告受理申立人）については、簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障を生ずる高度の蓋然性が認められ、教育公務員に必要な適格性を欠くと判断することも不合理とはいえない。（原審判決21p～）

⑤判示5：したがって、控訴人（上告受理申立人）について、地方公務員法28条1項3号にいう「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当する事由があるとして行われた本件分限免職処分は、裁量権の行使を誤った違法なものとはいえない。（原審判決22p）

(2) 原審判決の上記判示の認定は、判示1では上告受理申立人には、体罰とその後対応、私物保管、自動車通勤などをもたらす改善が容易ではない性格・性向・意識があることを、判示2では分限免職処分にあたって、上告受理申立人について本件研修を含めて慎重に考慮しなければならない事由を、判示3では上告受理申立人の、その後の対応に反省がなく、自己の正当性を主張することに終始し本件研修においても改善が果たせなかったことを、判示4では上告受理申立人の非違行為は判示2の事情を考慮しても簡単に矯正することができない持続性を有する素質、性格等に起因してその職務の円滑な遂行に支障を生ずる高度の蓋然性が認められ、教育公務員に必要な適格性を欠くと判断することも不合理ではないことを、判示5ではその結果本件分限免職処分は、裁量権の行使を誤った違法なものとはいえないことを、各認定している。しかしこの認定は、判示2の認定にコメントが付されているなど、全体として本件分限免職を正当とすることに偏り、それを妨げる事情を軽視するもので、松前町吏員免職無効事件上告審判決が「地方公務員法28条1項1号、3号に該当するか否かの判断については、任命権者に或る程度の裁量権は認められるけれども、純然たる自由裁量に委された事項ではなく、右法条の趣旨に副う一定の客観的標準に照らして決せらるべき」とし、更にその判断基準を具体的に示した長塚小学校校長降任事件上告審判決、及びこれを踏襲した大曲郵政事務所管免職事件上告審判決の分限についての判断基準に違背する。

2 最高裁判所判例の判断

(1) 1960（昭和35）年7月21日最高裁判所第1小法廷判決 最高裁判所民事判例集14巻10号1811頁

松前町吏員免職無効事件上告審判決は、町役場に勤務していた2人の吏員が、吏員としての適格性がないとして免職されたのにたいし、無効ないし免職処分の違法取消を求めた事件であり、一審は免職処分が違法だとして、処分を取り消し、町の控訴が棄却されていた事件であり、最高裁判所は、「事務処理能力が幾分低調であり、担当職務に対する積極性が稍不足しており、または上司に対する態度に稍非難すべき点のあったことが窺えないでもないけれど、原審の確定した事実関係の下では、右のごとき程度では未だ地方公務員法28条1項1号、3号に該当する事実ありと判定するに不十分である旨判示しているのであって、右判断は正当である」「地方公務員法28条1項1号、3号に該当するか否かの判断については、任命権者に或る程度の裁量権は認められるけれども、純然たる自由裁量に委された事項ではなく、右法条の趣旨に副う一定の客観的標準に照らして決せらるべきものであり、若し任命権者において、免職事由とせられる事実が右客観的標準に合致するか否かの判断を誤つて免職処分をした場合には、その免職処分は、任命権者に認められる裁量権の行使を誤つた違法のものたるを免れないといふべきであつて、右客観的標準に合致するか否かの判断は、地方公務員法八条八項にいう法律問題として裁判所の審判に服すべきものといわなければならない。」と判示している

(2) 1973（昭和48）年9月14日最高裁判所第2小法廷判決 最高裁判所民事判例集27巻8号925頁 長塚小学校校長降任事件上告審判決

長塚小学校校長降任事件上告審判決は、公立学校校長を公立学校教員教諭に降任した地方公務員法28条1項3号の処分の違法取消が求められた事件であり、第一審は請求を認容し、控訴審は控訴を棄却した。控訴審判決の理由は、（一）地

地方公務員法28条1項1号、3号に該当するかどうかの判断は、任命権者の純然たる自由裁量に任された事項ではなく、同条の趣旨にそう一定の客観的標準に照らして決せらるべきものであり、同法8条8項にいう法律問題に当る、とする最一小判昭35・7・21（民集14巻10号1811頁）を引用し、（二）地方公務員がその職責につき法令に従わず、あるいは上司の職務上の命令に従わないことがあつたとしても、それが、独自のものとはいえないその者の見解ないし信念に基づいている場合には、懲戒処分の事由に該当することは別として、直ちに同法28条1項3号にいう「適格性を欠く」ことの徴表であるとはいえない、との見解に立つて、校長が学校統合反対運動に便宜をはかり、県の要求する勤務評定書の提出を期限内に市に行わなかったなどしても、それらはいずれも校長としての職に必要な適格性を欠くことの徴表であるとは認めがたいとした。

判決は、「地方公務員法二八条所定の分限制度は、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的から同条に定めるような処分権限を任命権者に認めるとともに、他方、公務員の身分保障の見地からその処分権限を発動しうる場合を限定したものである。」「分限制度の右のような趣旨・目的に照らし、かつ、同条に掲げる処分事由が被処分者の行動、態度、性格、状態等に関する一定の評価を内容として定められていることを考慮するときは、同条に基づく分限処分については、任命権者にある程度の裁量権は認められるけれども、もとよりその純然たる自由裁量に委ねられているものではなく、分限制度の上記目的と関係のない目的や動機に基づいて分限処分をすることが許されないのはもちろん、処分事由の有無の判断についても恣意にわたることを許されず、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して判断するとか、また、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度を超えた不当なものであるときは、裁量権の行使を誤つた違法のものであることを免れないというべきである。そして、任命権者の分限処分が、このような違法性を有するかどうかは、同法八条八項にいう法律問題

として裁判所の審判に服すべきものであるとともに、裁判所の審査権はその範囲に限られ、このような違法の程度に至らない判断の当不当には及ばないといわなければならない。」 「これを同法二八条一項三号所定の処分事由についてみるに、同号にいう「その職に必要な適格性を欠く場合」とは、当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、または支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合をいうものと解されるが」、「この意味における適格性の有無は、当該職員の外部にあらわれた行動、態度に徴してこれを判断するほかはない。その場合、個々の行為、態度につき、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきことはもちろん、それら一連の行動、態度については相互に有機的に関連づけてこれを評価すべく、さらに当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮する必要がある、これら諸般の要素を総合的に検討したうえ、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連においてこれを判断しなければならないのである。」 「そしてこの場合、ひとしく適格性の有無の判断であつても、分限処分が降任である場合と免職である場合とでは、前者がその職員が現に就いている特定の職についての適格性であるのに対し、後者の場合は、現に就いている職に限らず、転職の可能な他の職をも含めてこれらすべての職についての適格性である点において適格性の内容要素に相違があるのみならず、その結果においても、降任の場合は単に下位の職に降るにとどまるのに対し、免職の場合には公務員としての地位を失うという重大な結果になる点において大きな差異があることを考えれば、免職の場合における適格性の有無の判断については、特に厳密、慎重であることが要求されるのに対し、降任の場合における適格性の有無については、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的に照らして裁量的判断を加える余地を比較的広く認めても差支えないものと解される。」 と判示している。

(3) 2004(平成16)年3月25日最高裁判所第1小法廷判決 最高裁判所
裁判集民事213号739頁 大曲郵政事務所管免職事件上告審判決

大曲郵政事務所管免職事件上告審判決は、国家公務員法73条1項3号の「その官職に必要な適格性を欠く場合」の解釈に関する事例であるが、その判示の中で、地方公務員法28条1項3号の「その職に必要な適格性を欠く場合」の解釈に関する長塚小学校校長降任事件上告審判決の上記判示を先例として引用し、その解釈を適用して判断しているもので、本件についての地方公務員法28条1項3号の「その職に必要な適格性を欠く場合」の解釈の先例ともなるものである。

大曲郵政事務所管免職事件上告審判決は、原告の郵政事務所官が、大曲郵便局において郵便外務事務に従事していた郵政事務官が、超過勤務命令拒否、研修拒否、始業時刻後の出勤簿押印、始業時刻後の更衣、標準作業方法違反、バイク乗車拒否、胸章不着用、制服不着用、管理者に対する暴言、構内無許可駐車、組合掲示物の無断掲示、指サック不使用、私物の放置、書留鞆の放置及び局長室への召還拒否の非違行為を行い、平成2年6月7日から同9年6月19日までの間に、合計937回の指導及び職務命令、合計13回の注意、合計118回の訓告及び合計5回の懲戒処分を受け、また、上司から再三にわたり指導訓戒されているにもかかわらず、長期間にわたり、あえて上司の職務上の命令に従わず、非違行為等を反復継続し、著しく職場秩序をびん乱したとして、分限免職処分を受けたのを不服として、処分の取消しを求めた事案である。原審は、(1)原告の非違行為の大半は、懲戒処分が人事院により承認された後には改められていたのであるから、これらの非違行為が原告の矯正することのできない持続性を有する素質等に基因するものということとはできない、(2)本件処分がされるまでに是正されなかった非違行為は、懲戒処分の対象とされていなかったため、人事院が懲戒処分を承認すれば非違行為を是正改善することにしていただいていた原告としては、是正改善しようがなかったものである、(3)これらの事情を考慮すれば、本件処分は、原告の郵政事務所官としての適格性の有無の判断につき、慎重さを欠いており、考慮すべきで

ない事項を考慮するなど、裁量権の行使を誤った違法があるとして、原告の請求を認容した1審判決を維持した。

判決は、長塚小学校校長降任事件上告審判決の「その職に必要な適格性を欠く場合」についての判示を引用して「国家公務員法78条3号の「その官職に必要な適格性を欠く場合」とは、当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合をいうものと解される。この意味における適格性の有無は、当該職員の外部に表れた行動、態度に徴してこれを判断すべきであり、その場合、個々の行為、態度につき、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきであることはもちろん、それら一連の行動、態度については相互に有機的に関連付けて評価すべきであり、さらに、当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮する必要がある、これら諸般の要素を総合的に検討した上、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連において同号該当性を判断しなければならない」とした上で、「これを本件についてみると、上記事実関係等によれば、① 被上告人は、約7年間の長期にわたって、胸章不着用、始業時刻後の出勤簿押印、標準作業方法違反、研修拒否、超過勤務拒否等の非違行為その他類似の行為を繰り返し、合計937回の指導及び職務命令を受け、13回の注意、118回の訓告、5回の懲戒処分に付されたものであり、② その態様も、上司から再三にわたり指導訓戒されているにもかかわらず、あえて上司の職務上の命令に従わず、終始無言の態度を採るというものであって、③ 懲戒処分を受けても、人事院の判定が下されるまでは、当該懲戒処分の理由とされた非違行為を一向に改めようとしなければかりか、④ 人事院の判定が下された後は、それまでとは異なる類型の新たな非違行為を始め、懲戒処分の対象とされなかった非違行為については頑として改めなかったというのであるから、上司の指導、職務命令に従わず、服務規律を遵守しない被上告人の行為、態度等は、容易に矯正することのできない被上告人の素質、性格等によるも

のであり、職務の円滑な遂行に支障を生ずる高度の蓋然性が認められるものというべきである。そうすると、本件処分が裁量権の範囲を超え、これを濫用してされた違法なものであるということはできず、これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。この点に関する論旨は理由がある。」として、破棄自判した。

3 本件判決の判示の上記2判決違背

(1) 最高裁判決は、松前町吏員免職無効事件上告審判決において、「地方公務員法28条1項1号、3号に該当するか否かの判断については、任命権者に或る程度の裁量権は認められるけれども、純然たる自由裁量に委された事項ではなく、右法条の趣旨に副う一定の客観的標準に照らして決せらるべきものであり、若し任命権者において、免職事由とせられる事実が右客観的標準に合致するか否かの判断を誤つて免職処分をした場合には、その免職処分は、任命権者に認められる裁量権の行使を誤つた違法のものたるを免れないというべきであつて、右客観的標準に合致するか否かの判断は、地方公務員法八条八項にいう法律問題として裁判所の審判に服すべきものといわなければならない。」と判示し、長塚小学校校長降任事件上告審判決において、松前町吏員免職無効事件上告審判決の判断を前提にし、その判断基準に関し、地方公務員法28条1項は、「公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的から」任命権者に認められる処分権限について、「公務員の身分保障の見地からその処分権限を発動しうる場合を限定した」ものである。本件で問題になっているその3号の、「その職に必要な適格性を欠く場合」とは、当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、または支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合をいうものと解される」としたのである。すなわち、長塚小学校校長降任事件上告審判決は、処分権者の分限免職処分は、公

務員の身分保障の見地から、1) 当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因し、2) その職務の円滑な遂行に支障があり、または支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合であることを要件とし、その場合に限定されると判示し、松前町吏員免職無効事件上告審判決を適用する際の判断基準を示し、大曲郵政事務所管免職事件上告審判決において、国家公務員法73条1項3号の「その官職に必要な適格性を欠く場合」の解釈に関して、長塚小学校校長降任事件上告審判決の示した地方公務員法28条1項3号の「その職に必要な適格性を欠く場合」の判断規準に従って解釈しているのである。この3つの判例は、本件においても先例として、判断の規準とされるべきである。

(2) 本件についても、松前町吏員免職無効事件上告審判決が示すとおり、地方公務員法28条1項は、「公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的から」任命権者に認められる処分権限について、「公務員の身分保障の見地からその処分権限を発動しうる場合を限定した」ものであり、上告受理申立人について3号による分限免職の処分をするにあたって、3号の範囲を逸脱することは許されない。そして上告受理申立人が3号の「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当するためには、長塚小学校校長降任事件上告審判決及びこれを踏襲した大曲郵政事務所管免職事件上告審判決の判断規準である 1) 上告受理申立人が従事する職務につき円滑な遂行に支障が生じ、または支障を生ずる高度の蓋然性が認められること、2) その支障または支障が生ずる高度の蓋然性が、上告受理申立人の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因することが必要になるのである。

(3) まず原審認定の事実からは、上告受理申立人が従事する職務につき円滑な遂行に支障が生じてもないし、または支障を生ずる高度の蓋然性も認められない。同じ判断規準で上司の指導、職務命令に従わず、服務規律を遵守しない被上告人

の行為、態度等は、容易に矯正することのできない被上告人の素質、性格等によることを認定した大曲郵政事務所管免職事件上告審判決で、被上告人の素質、性格等によるとされた事実は、「被上告人は、約7年間の長期にわたって、胸章不着用、始業時刻後の出勤簿押印、標準作業方法違反、研修拒否、超過勤務拒否等の非違行為その他類似の行為を繰り返し、合計937回の指導及び職務命令を受け、13回の注意、118回の訓告、5回の懲戒処分が付された」というもので、非違行為について懲戒処分が繰り返されてきた事案である。これに対して原審認定の本件で問題とされた事実は、1) 元素記号の周期表を語呂合わせにより暗記する方法を示したプリントに不適切な表現があったとして、「嚴重注意」(市町村教育委員会による服務監督上の処分)を受けたこと(原審判決、10p)、2) 私物などの保管をめぐる問題(第一審判決32p～、原審判決10p)、3) 自動車通勤をめぐる問題(第一審判決34p～)、4) 生徒FGに対する体罰(第一審判決38p) 5) 生徒Aに対する体罰(第一審判決38p)、6) 生徒Bに対する体罰及び事後対応(第一審判決38p～、原審判決10p～) だけであり、内容が問題かどうかはさておいても、発生した問題の数が少ないだけでなく、その問題の大部分は、上告受理申立人が分限免職処分をうけた2004年2月23日までには、終了しているものである。すなわち、1)、4)は、その性格上再発は考えられないし、2) 私物などの保管をめぐる問題は、2月22日までに大部分が撤去を終えており(第一審判決47p～、原審判決11p)、3) 自動車通勤をめぐる問題(第一審判決34p～)は、2003(平成15)年5月1日上告受理申立人は自動車通勤を認められている(第一審判決37p～)。5) 生徒Aに対する体罰、6) 生徒Bに対する体罰及び事後対応も、事情聴取の過程で反省が表明され、生徒Bへは謝罪文が渡されている(第一審判決46p～、原審判決11p)。この状況の下で、さらに研修の過程で、上告受理申立人は、「体罰は人権侵害であり、やってはならない」など記載するにいたっている(第一審判決48p)、これらを見れば、原審判決の認定事実を見ても、そ

の再発の高度の蓋然性も認められない状況になっていることは明らかである。

(4) しかも本来、私物などの保管をめぐる問題は、理科室を共用する、理科の教諭の問題である。これについて、原審判決は、「学校の施設は、限られた空間を多数の教諭、生徒が共用しているものであるから、特定の教諭が独自の判断で私物を置いて占有することは、原則として許されないものである。このことは、当該私物が授業の教材等として使用される場合であっても、基本的に異なるものではない。もとより、教諭が授業やクラブ活動を始めとする課外活動のために私物を供用すること自体は望ましい場合もあり、使用目的、使用頻度、分量等によっては、こうした私物の持ち込みが許されることもあるが、上記使用目的等との関係で合理的な限度に限られるものである。ところが、本件において控訴人が保管していたのは、段ボール箱160個以上に上るおびただしい量の荷物であって、これらがすべて授業の教材等として日常的に使用されていたとは認め難いことは前記認定(第3の1(3)イ)のとおりであり、これらを常置しておく必要性は見出すことができない。こうした中で、私物の整理・撤去を求めることに合理性があることは明らかである」(原審判決12p～)と認定するが、別のところでは、「同中学校には理科の教諭が原告を含めて3名おり、理科室等を共用していたが、他の教諭が控訴人の荷物や音響機材を教材や授業でのビデオ視聴用として使用したことはなかった。」とも認定している(第一審判決33p、原審判決10p)のであり、理科室等を共用しているすべての教諭が、一致して承認する理科室等の使用が、それらの教諭の意向とは関係なく(すなわちそれらの教諭から撤去が求められていたならともかくも、原審判決はそのような事実は認定していない)、学校全体の管理にあたる校長の意向により、合理性がないとして、撤去を求めることが合理的なものとして許されるとは思われぬ。従ってこの点での原審の判断は、原審の認定した事実の下でも誤りといわざるを得ない。

(5) 次に原審認定の事実からは、その支障または支障が生ずる高度の蓋然性が、上告受理申立人の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因するものではないことも明らかになっている。同じ判断規準で支障あるいは支障の高度の蓋然性を認定した大曲郵政事務所管免職事件上告審判決で支障あるいはその高度の蓋然性があるとされた事実は、「①被上告人は、約7年間の長期にわたって、胸章不着用、始業時刻後の出勤簿押印、標準作業方法違反、研修拒否、超過勤務拒否等の非違行為その他類似の行為を繰り返し、合計937回の指導及び職務命令を受け、13回の注意、118回の訓告、5回の懲戒処分が付された。② その態様も、上司から再三にわたり指導訓戒されているにもかかわらず、あえて上司の職務上の命令に従わず、終始無言の態度を採るというものであって、③ 懲戒処分を受けても、人事院の判定が下されるまでは、当該懲戒処分の理由とされた非違行為を一向に改めようとしなければかりか、④ 人事院の判定が下された後は、それまでとは異なる類型の新たな非違行為を始め、懲戒処分の対象とされなかった非違行為については頑として改めなかった」というものである。これに対して、原審判決は、1) 判示1では、1) 上告受理申立人の私物等の保管に関する問題、自動車通勤問題に関する対応から、独善的、自己中心的で他人の迷惑等を省みない思考態度、上司からの指導による改善も容易でないかたくなな性格、性向、規律を尊重し遵守する意識の欠如などが認められるとし(原審判決20p)、2) 上告受理申立人の体罰に関する事後対応から、規律を遵守する意識の欠如、正直さ、誠実さの欠如、他人の心情への無理解(洞察力の欠如)、自己中心的な思考態度を(原審判決19p～)各認定し、3) 判示3では、控訴人(上告受理申立人)の本件訴訟における主張や対応をみる限り、体罰認識に関する主張はあまりに不合理であることから、体罰を受けた生徒や本件確認書の作成依頼を受けた保護者の心情面を思いやる態度等もそれほど見受けられないし、私物等の保管に関する問題や自動車通勤問題といったサービス関係の問題点についても、率直な反省はほとんど表明されておらず、依然として自己の正当

性を主張することに終始している（原審判決20p～）と認定している。この認定が誤っているということは、この認定あるいは認定の前提となった事実の認定を大曲郵政事務所管免職事件上告審判決の事実の認定と比較するだけで明確である。ア）大曲郵政事務所管免職事件上告審判決では、「① 被上告人は、約7年間の長期にわたって、胸章不着用、始業時刻後の出勤簿押印、標準作業方法違反、研修拒否、超過勤務拒否等の非違行為その他類似の行為を繰り返し、合計937回の指導及び職務命令を受け、13回の注意、118回の訓告、5回の懲戒処分が付された。」と認定されたのに対し、本件では、問題として指摘された事例は6件にすぎず、それも「確かに、控訴人（上告受理申立人）には、平成11年11月に「嚴重注意」を受けたことを除いては処分歴等がなく、本件分限免職処分の処分説明書に記載された処分理由は、直近の2年間に集中している。」との認定（原審27p）なのである。イ）大曲郵政事務所管免職事件上告審判決では、「② その態様も、上司から再三にわたり指導訓戒されているにもかかわらず、あえて上司の職務上の命令に従わず、終始無言の態度を採るというものであって、③ 懲戒処分を受けても、人事院の判定が下されるまでは、当該懲戒処分の理由とされた非違行為を一向に改めようとしなさい」と認定されたのに対し、本件では、2003（平成15）年12月24日行われた都教委の上告受理申立人への事情聴取で、生徒Bへの体罰を認め、「認識違いをしていました」「冷静さに欠けていたと思います・・・感情的になっていたと思います」と述べ（第一審判決46p～）、さらに、2004（平成16）年1月13日行われた都教委の上告受理申立人への事情聴取で、「行為態様は概ね認め、感情的になっていた」と述べ（第一審判決47p～）、私物の整理についても、2004（平成16）年2月22日には、「澤川校長立会のもと、2トントラック2台で残りの荷物の搬出作業を行った」（第一審判決48p）のであり、市教委は、2003（平成15）年10月6日から並行して行われていた、本件研修について、「決められたものをこなして」と報告しており（第一審判決48p）、さらに、本件研修にお

いても、「鈴木統括指導主事は、・・・2003（平成15）年12月2日原告（上告受理申立人）に面接した際に、「原告（上告受理申立人）は、学校は組織で動くことが大切だということを話すようになっており、考え方が変わってきた。今後も中核となって教育に打ち込んでほしい」等と述べ（第一審判決48p、原審判決11p）、原告は、2004（平成16）年1月22日「昨年度の部活動の生徒に対しては、教育相談的な生徒理解ができていたので、生徒や保護者とうまくやっていたが、次の年度の生徒に対する生徒理解の取組みが前に比べると弱かった結果、体罰という服務事故を起こしてしまった。」、「体罰は人権侵害であり、やってはならない。」「（体罰が子供に与える影響について）この研修の中でより理解を深め、反省することが多々できた。」旨記載（第一審判決48p～）するようになっている。人事院の判定が下されるまでは、当該懲戒処分 の理由とされた非違行為を一向に改めようとしなない大曲郵政事務所管免職事件上告審判決の事例とは、全く違った認定というべきである。また大曲郵政事務所管免職事件上告審判決では、「④ 人事院の判定が下された後は、それまでとは異なる類型の新たな非違行為を始め、懲戒処分の対象とされなかった非違行為については頑として改めなかった」とされた点についても、本件では、上告受理代理人には、そのような対応は全くない。

(6) 従って本件においては、大曲郵政事務所管免職事件上告審判決と比較した限度で、原審判決の認定した事実によって（上告受理申立人はその認定も誤っていると考えるが）も、原審判決が、上告受理申立人の、簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因して、職務の円滑な遂行に支障または支障が生ずる高度の蓋然性がある事態が生起したものであると認定したことは誤りといわざるを得ないが、さらに、原審判決は判示2で、「控訴人は、本件分限免職処分の当時において、約24年の教育経験を有し、専門の理科の教科教育のみならず、性教育活動やクラブ活動等の分野においても実績を上げ、評価も

されており（第3の1（1））本件研修においても、一定の成果を上げていたところであった。また、控訴人には、授業で使用したプリントの内容に関して平成11年11月に「嚴重注意」を受けたことを除いては処分歴等がなく・・・本件分限免職処分が唐突なものであると受け止められたとしても無理からぬところはある。」（原審判決20p）と認定している。つまり積極的に、上告受理申立人には、分限免職処分を妨げる事由があることを認定しているのである。さらに、原審判決は、「控訴人（上告受理申立人）には、平成11年11月に「嚴重注意」を受けたことを除いては処分歴等がなく、本件分限免職処分の処分説明書に記載された処分理由は、直近の2年間に集中している。」（原審判決27p）。つまり、処分は「直近の2年間に集中している」と自ら認定しているのである。これは原審判決が職務の円滑な遂行に支障または支障が生ずる高度の蓋然性がある事態として問題にする行為（上告受理申立人はその認定も誤っていると考えるが）が、この期間に集中し、他の期間では発生していないということであり、上告受理申立人の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に起因したものであることを疑わさせるに十分と言わなければならない。（少なくとも原審判決の理由には齟齬がある）。

原審判決のいう「職務の円滑な遂行に支障または支障が生ずる高度の蓋然性がある事態」がこの期間に集中しているということは、問題の事態が、上告受理申立人の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因するのではなく、他の理由に基因することを窺わせる。そしてこの期間に特有の問題としては、澤川校長と岡崎教頭が、上告受理申立人の上司として赴任してきたということがある。人間であるから周辺の人と「ウマが合わない」ということは誰でもあることで、そのことにより生ずる不都合をいちがいに、一方の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因するとすることは、問題の性格を誤らせることになる。そして問題が澤川校長と岡崎教頭が、上告受理申立人の上司として赴任し、上司として存在したことにあるのではないか

ということは、原審判決が認定した事実から十分にうかがえるのであるが、原審判決は何故かそのことを深めようとはせず、逆にそのことを、「私物等の保管に関する問題や自動車通勤問題に徴表される控訴人の性格、性向も併せて、相互に有機的に関連付けて評価すれば、控訴人には約24年に及ぶ教育公務員としての相当の実績があること、本件研修により一定の成果もあったこと、これまで厳しい指導や措置が執られたことがうかがわれないこと（もつとも、後二者については、控訴人にとってそれほど有利に斟酌することができないことは前記説示から明らかである。）を総合的に考慮し、厳密、慎重に検討しても、なお、問題点を払拭するには足りず、控訴人については、簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障を生ずる高度の蓋然性が認められ、教育公務員に必要な適格性を欠くと判断することも不合理とはいえない。」と強引に、問題が上告受理申立人の、簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、性格等に基因することと結びつけようとしているのである。しかしこの説明には合理性がなく不自然であるといえようがない。

本件で問題とされている、2) 私物などの保管をめぐる問題（第一審判決32p～、原審判決10p）、3) 自動車通勤をめぐる問題（第一審判決34p～）は、もっぱら澤川校長の上告受理申立人への指導に関連して生じた問題であり、岡崎教頭もかかわっている。4) 生徒FGに対する体罰（第一審判決38p）5) 生徒Aに対する体罰（第一審判決38p）の問題は澤川校長が事情聴取をしている（第一審判決46p）6) 生徒Bに対する体罰及び事後対応（第一審判決38p～、原審判決10p～）については、生徒Bの保護者は一旦上告受理申立人の謝罪を受け入れ納得しているが、岡崎教頭・澤川校長の調査により問題が深刻化している（第一審判決40p～、原審判決11p～）、これらの事情は原審判決でも指摘されているのである。

原審判決には、第一審判決には見られぬ上告受理申立人に対する人格攻撃が随所に見られる。たとえば、1) 私物撤去に応じない行為を「このような控訴人の行

動、態度は、自己中心的で他人の迷惑等を顧みない思考態度、上司からの指導による改善も容易でないかたくなな正確、性向の徴表であると評価せざるを得ないものである。」（原審判決13P）としたり、2）自動車通勤についての指導に対する行為について「このような控訴人の行動、態度は、自己中心的で他人の迷惑等を顧みない思考態度、上司からの指導による改善も容易でないかたくなな性格、性向、規律を尊重し遵守する意識の欠如の徴表であると評価せざるを得ないものである。」（原審判決14P）としたり、3）校長・教委での事情聴取の際の態度について「このような控訴人の行動、態度は、規律を遵守する意識の欠如、自己に不利益な事実にもきちんと向き合い反省するという、正直さ、誠実さの欠如を徴表するものといわざるを得ない。」（原審判決17P）としたり、4）生徒Bへの確認書問題の対応について「控訴人のこうした行軌 態度は、体罰を受けた生徒や保護者の心情を更に深く傷つけ、不愉快な思いをさせ、強い不信感を抱かせることに思いを致さないか、それを顧みないものであって、他人の心情への無理解（洞察力の欠如）、自己中心的な思考態度、正直さ、誠実さの欠如を徴表するものであって、教育公務員にとって極めて重要な生徒及び保護者との間の信頼関係を根底から破壊するものであるというべきである。」（原審判決18P～）としたり、5）判示3において本件訴訟における主張や対応について「体罰認識に関する主張はあまりに不合理であるといわざるを得ず、体罰を受けた生徒や本件確認書の作成依頼を受けた保護者の心情面を思いやる態度等もそれほど見受けられないし、私物等の保管に関する問題や自動車通勤問題といった服務関係の問題点についても、率直な反省はほとんど表明されておらず、依然として自己の正当性を主張することに終始しているものと評価せざるを得ない。」（原審判決21P）としている。このように原審判決は、上告受理申立人への非難・人格攻撃を中核としたと思われる表現に終始している。問題がこの期間に集中しているのに、その期間における背景を分析するのではなく、もっぱら上告受理申立人の、簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、性格等に基因するとす

る背景には、原審判決の、偏頗な姿勢があるのではないかとと言われても弁解できないのではないかと疑いたくなる。

長塚小学校校長降任事件上告審判決は、「適格性の有無は、当該職員の外部にあらわれた行動、態度に徴してこれを判断するほかはない。その場合、個々の行為、態度につき、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきことはもちろん、それら一連の行動、態度については相互に有機的に関連づけてこれを評価すべく、さらに当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮する必要があり、これら諸般の要素を総合的に検討したうえ、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連においてこれを判断しなければならない」としているのであり、原審判決の認定は明らかにこれに違背している。

(7) 原審判決は、下記のとおり、直近の2年間を除くと、東久留米西中学校に勤務する以前も、研修の間も、本件分限免職処分後、学校の非常勤教員として勤務した時点においても、上告受理申立人の対応には判示1に指摘されたような、素質、能力、性格等に基因し、その職務の円滑な遂行に支障をもたらす行動は表れていないことを認定している。

①「昭和55年4月1日に東京都に中学校理科教諭として採用されて以降、理科教諭として理科の授業を受け持ち、学級担任や、生活指導主任、研究研修主任、学年主任等を務めた。中村中学校においては、身体障害等により通学困難な生徒のための訪問学級も担当した。クラブ活動では、中村中学校及び東久留米西中学校ではソフトテニス部及び軽音楽部の顧問、小平第五中学校ではソフトテニス部の顧問を務めた。その他、東久留米市において、「青空学校」という異年齢集団の学校キャンプ活動や、－「ヤングサウンドフェスティバル」という音楽イベント活動に携わってきた。」（第1審判決 28p）

②「原告の授業、学級運営及びクラブ活動等については、複数の生徒や保護・者から「授業は分かりやすく面白かった。実験が印象的だった。」、「学級活動

の時間に毎週歌を紹介してくれた。」，「原告の熱心な指導のおかげで，ソフトテニス部では全国大会・関東大会に出場できた。」，「原告が指導した軽音楽部では，ヤングサウンドフェスティバルで本選に出場できた。」，「原告の授業はユニークで保護者にも評判が良かった。」等の意見が示されていた。」（第1審判決 28 p～）

③「原告の勤務実績や人柄については，これまで勤務していた中学校の校長，教頭又は同僚の教師，生徒，保護者から，「障害を持つ生徒の訪問学級活動や，問題行動を起こす生徒の生活指導活動等に献身的，積極的に取り組んだ。」，「主に生活指導で活躍し，実践指導資料を提起した。」，「生徒の目線に立ち，親身に相談に乗ってくれた。」，「非常に熱心な先生だった。」，「生徒思いでよく頑張っていたし，同僚のこともよく考えてくれた。」等の意見が示されている一方，「原告の言動で人間関係がぎすぎすした。」，「学年主任であったが，遠足の下準備をしなかったり，連絡・報告等が不十分だったりした。自分の好きなことは一生懸命やり，その他は不十分であった。」等の意見も示されている。」

（第1審判決 29 p）

④処分歴等について、「控訴人には，平成11年11月に「嚴重注意」を受けたことを除いては処分歴等がなく，本件分限免職処分の処分説明書に記載された処分理由は，直近の2年間に集中している。」

⑤上告受理申立人は，平成15年10月6日から平成16年3月31日まで，小平第五中学校を離れ，東京都教職員研修センターなどで，市教季主催の研修を受けている（第1審45 p原審11 p）が，この研修期間中の上告受理申立人について，「市教委は，内申に当たり，その当時まだ継続中であった本件研修における原告の取り組み方については，決められたものをこなしており，・・・と認識，評価していた（甲81）」（第1審48 p）（すなわち，研修中には，判示1で問題とされた素質、能力、性格に基因するその職務の円滑な遂行に支障をもたらす行動は表れていない）。

⑥研修中、「市教委の鈴木統括指導主事は、本件研修期間中の平成15年12月2日に原告と面接した際、「原告は、学校は組織で動くことが大切だということを話すようになっており、考え方が変わってきた。今後も中核となって教育に打ち込んでほしい。」等と述べていた（甲173の1及び2）。」（第1審48p）。

⑦更に研修中、上告受理申立人は、平成16年1月22日の「部活動」についての講義に関する報告の中で、体罰について触れ、「昨年度の部活動の生徒に対しては、教育相談的な生徒理解ができていたので、生徒や保護者とうまくやっていたが、次の年度の生徒に対する生徒理解の取組みが前に比べると弱かった結果、体罰という服務事故を起こしてしまった。」、「体罰は人権侵害であり、やってはならない。」「（体罰が子供に与える影響について）この研修の中でより理解を深め、反省することが多々できた。」旨記載し（第1審48～、原審11p）た。

⑧そして、控訴人（上告受理申立人）の、「本件分限免職処分後、学校の非常勤教員として勤務し、何ら問題は起こさず、高い評価を受けている、都教委から教員免許更新も受けている」との主張について、原審判決は、この事実を否定するのではなく、「本件分限免職処分の効力について係争中の段階で教員免許更新が行われたとしても、処分の事実と直ちに矛盾することにはならないし、本件分限免職処分後に非常勤教員として問題なく勤務することができているからとあって、本件分限免職処分当時において、控訴人が公立中学校の教育公務員としての適格性を欠くものではなかったことを、直ちに推認させるものとはならない」とむしろ、控訴人（上告受理申立人）の主張を前提にする認定をしている（原審28p）。

上告受理申立人が、教師としての適格性を欠くのであれば、上告受理申立人の周辺には、2年間の前後にも、継続して職務の円滑な遂行に支障が生じ、または支障を生ずる高度の蓋然性がある問題が発生していなければならないはずである。しかし、原審判決自身認定しているとおり、そのような問題は直前の2年間以外

では発生していない。このことから、この2年間に集中して生じたとされる問題は、その間に上告受理申立人が置かれた特異な環境に由来するもので、上告受理申立人が有する素質、能力、性格等に基因するのではないことは、明らかというべきである。

(8) 以上で指摘したとおり、本件事案は、原審判決の認定した事実関係においても、上記最高裁判所の3判決が示した。地方公務員法28条1項3号の解釈規準に違背するもので、破棄されるべきである。

第2 原審判決の判例背反(318条1項)

1 上記の通り、原審判決には、最高裁判所判例背反があるところであるが、以下、特に上記判例(2)(1973(昭和48)年9月14日最高裁判所第2小法廷判決 最高裁判所民事判例集27巻8号925頁 長塚小学校校長降任事件上告審判決)によって判示されているところの、「もとよりその純然たる自由裁量に委ねられているものではなく、分限制度の上記目的と関係のない目的や動機に基づいて分限処分をすることが許されないのはもちろん、処分事由の有無の判断についても恣意にわたることを許されず、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して判断するとか、また、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度を超えた不当なものであるときは、裁量権の行使を誤つた違法のものであることを免れないというべきである。」とする部分、特に「考慮すべき事項を考慮せず」(要考慮事項の不考慮)、「考慮すべきでない事項を考慮して判断する」(考慮禁止事項の考慮)の違法について、具体的に述べる。

2 個別具体的な問題についての要考慮事項の不考慮

(1) 原審判決が認定し、判示するところの上告受理申立人(控訴人)の性格等は、

「私物」問題、「自動車通勤」問題に関しては、以下のようなものである。

「私物等の保管に関する問題，自動車通勤問題に関する対応からは，独善的，自己中心的で他人の迷惑等を省みない思考態度，上司からの指導による改善も容易でないかたくなな性格，性向，規律を尊重し遵守する意識の欠如などが認められる。」

(2) しかし、「私物」問題においても、「自動車通勤」問題においても、判決は、本裁判で提出された数多くの「陳述書」に述べられている要考慮事項を考慮しないまま、そのような類推を行うという過ちを犯している。考慮禁止事項の考慮、要考慮事項の不考慮は、以下の点である。

(3) 「私物」問題について

ア 原審判決では、「私物」問題が東久留米西中時代から問題になっていたと、匿名の「告発文」と、当時赴任まもなかった井戸川教頭（当時）の陳述をもとに認定しているようである。

イ しかし、井戸川教頭赴任時よりもずっと前から東久留米西中学校の生徒の保護者であり、PTAの役員として、大勢の保護者たちとともに学校に関わってきた、東久留米西中学校の生徒の保護者、■■■■■さんは、以下のように述べている。

「実際に学校に頻繁に出入して理科室も見ていた私から見ても、理科室に物が多いということは特に気になることはありませんでした。まして、物が崩れたり、スペースをとりすぎたりして授業の実施や生徒の安全に支障があるとは思いませんでしたし、教育上不適切なものがあるということもありませんでした。」

楽器類やアンプなどがあることは私も含めた親たちも知っていましたが、全く気にしていませんでしたし、他の親たちも問題にしていなかった。私の子ども

もも気にしていないようでしたし、他の子ども達からも荷物を気にしているということは聞いたことはありません。

なお、疋田先生は、校舎の3階の広いスペースにソファを設置して、交流スペースとして有効活用していました。このことも今回問題にされているようですが、20メートル四方くらいの広いスペースで、邪魔になるようなものではありませんでしたし、子どもたちのクラスを超えた交流の場になっていましたし、子どものみならず、先生も子どもたちとの交流の場として利用していましたので、私から見ればむしろ教育には有用であったと思います。」

すなわち理科室で学んでいる生徒の声を直接聞いている保護者であり、また、上告受理申立人の授業を参観日に熱心に参観していた保護者が、原審判決が事実認定に採用したと思える井戸川証言とは正反対に、上記のように述べているのである。

なぜ、原審裁判所はこの事項を考慮せぬままに、「要望書」等の上告受理申立人に非があるかのように判示した。しかし、その真偽が不明な（むしろ真実でないことは■■氏の調査により明らかにされている。同人陳述書）の文書のみを取り上げた上で、上告受理申立人を「他人の迷惑等を省みない思考態度」などと性格規定をしまうのか。

第一審裁判所も、原審裁判所も、「上告受理申立人の持続的な矯正しがたい性格」という結論を出すために、演繹的に考慮事項の恣意的な取捨選択を行っているとしか考えられない。

ウ 以上からすれば、「私物」の件に関しては、むしろ本件記録上も、保護者からは格別に問題視されていなかったこと、生徒に対する教育活動に役に立っていたことも当時の保護者、生徒によりこの裁判のために書かれた多数の「陳述書」から明らかであり、そもそも「不適格性」の徴表として考慮すべきではない事

項である。

更にいえば、「私物」の件に関しては、体罰のみでは免職処分にする事ができないために、上記の通り、管理職によって処分理由として利用されたのではないかという疑いも強い。

なお、付け加えるならば、本件処分発令時（2004（平成16）年2月23日）の前日である同月22日には、上告受理申立人は、視聴覚室の音響機器使用のために必要なスピーカーとアンプ（乙1）を残したほかは、全ての「私物」については小平五中から搬出し終えている（なお、スピーカーとアンプを残したことについては、校長・教頭の了解済みである。）。

このような点からすれば、「私物」の件に関しては、処分の当不当の判断に際して考慮すべきではなく、考慮禁止事項の考慮を違法とする上記48年判例（長塚小学校事件）に反する。

（4）「自動車通勤問題」について

ア まず、2003年5月の段階で、この問題はすでに解決済みであった。上告受理申立人は、自動車通勤の必要を教育委員会から正式に認められた。したがって、それ以後、「自動車通勤」について、管理職との関係で、服務に関わる事故も職務命令に関する事故も何も起きていない。したがって、2002年4月、とりわけ6月から起こった自動車通勤をめぐる澤川校長とのトラブルは、1年で解決してしまった。

また、これ以前もこのときも、上告申立人が管理職の不規則な命令に、法的根拠を問い、また教頭の指示に従い、自動車通勤届を出して通勤していたことは、それ自体、「規律」を守った行為とすることができるのである。その点を考慮せずに、「規律をまもらない」性格と規定するのは、非合理的判断であり、また要考慮事項の不考慮の違法があると言える。

イ 要考慮事項としての小平市の学校における「自動車通勤」排除のための管理職による異常な行動

そのことを前提にしたうえで、さらに以下の問題を、要考慮事項として述べておく。

すなわち、自動車通勤問題について、2003年5月に教育委員会から許可が下りるまでの疋田教諭の言動は、この問題に関する小平市教育委員会の命令の問題性と、また、小平五中の校長・教頭の行動の異常さを鑑みたとき、決して異常ではない。

特に、■■■■さんの「陳述書」を読めば、当時の小平市立小中学校の管理職たちや、小平市教育委員会の、自動車通勤問題に関わる行動の異常さがわかる。そして、改めて、疋田教諭が陳述書で説明しているところの、澤川校長・岡崎教頭の、疋田教諭を追いかけ回し、生徒ともに移動中（登校中）であろうと、行事の関係で生徒を指導している最中であろうと、なりふりかまわず「職務命令」という言葉と用紙を振りかざすという、当時の管理職である澤川校長・岡崎教頭自体の異常な行為・態度が実際にあったことは容易に推測されるものと思われる。

ウ 以下、■■さんの陳述書の抜粋を掲載する。

「陳述書 小平市教育委員会の「車通勤禁止」に関わること

1999年度(平成11年度)以来、車通勤禁止～車通勤を一切認めないという命令ととれる内容～の通知が小平では出されていました。

具体的には、従来の自動車通勤の届出を、他の通勤方法に変えるようにということが徹底しておこなわれました。学校長が認めたものについては、駐車を校地以外に借りることで「許可」されることもありましたが、小数です。

わたしの場合、平成11年末から腰痛で通院治療をしていました。学校長に口頭説明しましたが、それでは認められないので、診断書を提出するよういわれましたので、平成12年6月に診断書を提出しました。しかし、それに対する返事は

ありませんでした。どのようになったかをこちらから聞いたところ、診断書そのものがどこでどうなっているのか不明になっていることがわかりました。

その間、どう対処しているのかわからない中で、車のフロントに「駐車禁止」と書いた画用紙をガムテープで貼り付けるという行為を教頭がやったこともあります。私(他にもいます)が車を止めていたところは、他の会社と市との共有地であるいわゆる「道路」ではない「道」です。袋小路になっており、近隣の居住者、学校施設利用者(スポーツ他の活動)も駐車スペースとして利用していたところですが、学校に面していますが、学校という門扉の外になります。ある日、その道の入り口がコンクリート足台付のガードレールで封鎖されました。車がとまっている最中です。市教委と学校長の合議で、庶務課のトラックを使い、ガードレールを運んだと、後になって学校長より聞かされました。このような行為は職員もまったく知らない中で行なわれました。

通勤費の不正受給など、してはならないのは当然です。再度診断書の結果を伺ったところ、驚くことに、「紛失した」との返事がかえってきました。大変驚きましたが、もう一度新たに提出することにしました。やはりなかなか返事がないので、どうなっていますか?と聞いたところ、学校長から以下のような返答がありました。

「市教委が駄目だというのを、よしとはいえない。」

「車通勤でなくてはならない、とという文言が診断書に入っていない。」

というものでした。その後、一枚の文書が学校長より手渡されました。(別紙)ダメということなら診断書は返してほしいといったところ、「診断書にかかった費用を払えばよいか?」などの屈辱的な言葉をきく場面もありました。診断書はプライバシーそのものですから、これこれしかじかで…この診断書は使えないので返します、というのなら少しはわかるのですが。

結局、学校長の許可を得て、わたしは市教委に直接出向き、経過を話し、診断書を返してほしいとのことをお願いしにいきました。その後、市教委より交換便

親展扱いで学校長宛に届きました。提出したのが平成12年6月10日および平成13年8月15日。戻ってきたのが平成13年10月30日です。そこで聞いたことは、「この診断は、命に別状はないので。」という返事でした。

車通勤者の数を減らすためにこのようなことがあったのです。書きかえないことで受ける嫌がらせとも取れる行為のいかに多かったことか!小平の教師の多くがそう感じたでしょう。

最終的には学校長がわたしの通勤届を書き、それにわたしが押印せざるを得なかったのです。

車通勤を減らすことと教育改革を同列に考えたようです。残念なことに、保育園の送り迎えや介護をするのに時間的困難をかかえ、転勤や、退職を余儀なくされた教師が12-13年度には多かったです。車通勤による事故は多くはなかったと思いますが、自転車通勤にかえたことで怪我をする教師が増えました。東西に長い小平の地は、出張など倍以上の時間を要し、子どもの指導面でも影響があったと思います。連合凶工展などの搬入・行事関係道具類などの貸し借りも自家用車に頼っていましたから、市の車を出すといっても対応がスムーズにはいきませんでした。教員の車通勤は禁止する中で、教育委員会の方々が学校に来る時は車で。行事の時は「来賓駐車場」の表示まで校地内に用意されました。まさかと思うようなことが事実起きていたのです。」

エ このように、上告受理申立人について、「自動車通勤問題」が起こっていた当時の小平市は、澤川校長や岡崎教頭のみならず、市教委、管理職ともに、教職員に対して異常な行動を行っていた。この被害者は何も上告受理申立人に止まらない。

しかるに、原審判決は、かような事情を一切無視して、考慮せず、自動車通勤に関わる校長・教頭からの不合理きわまる対応とそれへの上告受理申立人自身の対応について、上告受理申立人のみの「矯正しがたい自己中心的な性格の表れ」

としてしまい、管理職側の対応の異常さを全く考慮しなかった。

このことには、要考慮事項の不考慮の違法（判例背反）が認められる。

（５）体罰問題について

ア 原審判決は、「体罰をそれと認識しながら繰り返してきたものであって」（p. 19）と判示している。

原審判決は、上告受理申立人が１）「体罰を繰り返してきた」と、「繰り返す」という場合の基準をあいまいにしたまま、断定している。しかし、上告受理申立人の当時の状況を知る生徒の保護者は、上告受理申立人について、自分の子どもからの聞き取りその他の「調査」で、別の判断を「陳述書」において述べている。すなわち上告受理申立人は「暴力を繰り返す」ような教師ではないという陳述である。

「最後にその思師疋田教諭が、娘の卒業後すぐに「体罰事件」で問題になっているということを娘より聞かされ、驚きが隠せず私なりに調査しました。ここで、体罰に関する考え方は人それぞれの解釈がありますので、私見は差し控えさせていただきますが、娘の意見を考慮し客観的に考えますと、私の知る限り疋田教諭は普段の指導の中で、暴力を振るうような教師ではなく、体罰については疋田教諭が、生徒指導に熱心なあまり先走ってしまったに過ぎないのではないのでしょうか。」（■■■■さん（小平５中生徒の保護者）の「陳述書」より。甲２６）

イ また、上告受理申立人について、直接に、「暴力を繰り返す」「体罰を繰り返す」教師だったとは、東京都側が提出した書類においても、どこにもそのような記述はない。原審は生徒A、生徒B、生徒G・F、生徒Iという、状況、事情も異なる４件の事件のみをもって、上告受理申立人が「体罰を繰り返してきた」と規定または類推している。

小平５中の保護者、体罰を受けた生徒Bの父親からも、疋田教諭が「体罰」

や「暴力」を「繰り返してきた」という主張はなされていない。

ウ したがって、原審が「体罰をそれと認識しながら繰り返してきたもの」と、一つもそのような証言がないままに、架空の仮説（類推）をして、「一過性のものではなく、相当に根深いものであるといわざるを得ない。そして、このことは、言語を通じての指導力の弱さや他人の人格を尊重する意識の弱さ、あるいは時に感情の抑制が利かなくなるといった性格、性向を示すものというべきである。」とまで性格規定するのは、不合理な論理展開である。

エ 生徒Bの事件以後、上告受理申立人は「体罰」をいっさい行っていない。

「生徒A、Bに対する体罰は、その経緯や態様が極めて悪質であるばかりでなく、生徒Bの体罰に関するその後の対応も、客観的事実に反する弁解をし、被害生徒らを巻き込んで隠ぺいを図るような行為に及ぶなど、教育者にあるまじき対応と指弾されても仕方のない対応を執ってしまった」と原審が指摘していることから（p. 20）を、「一過性」のものではないとして、

- ① 以後「体罰」を一切行っていないこと。
- ② 「客観的事実に反する弁解をし、被害生徒らを巻き込んで隠ぺいを図るような行為に及ぶなど」の行為（なお当該行為についての「隠ぺいを図る」という判定については、原審に異論はあるが）は、このときも、それ以前も、以後も一切行っていないこと。
- ③ 生徒Bの体罰事件で、生徒とその保護者が事件後、学校にこの件で上告受理申立人に会いにきたときには、すぐに、生徒を叩いた事実を認め、謝罪したのであり、その時点では「客観的事実に反する弁解」などしていないこと。

を、上告受理申立人の教師としての「適格性」の判断において考慮しないのは、要顧慮事項の不考慮として違法であり、48年判例に背反するものである。

オ なお、原審は「平成8年9月17日に東京地方裁判所で言い渡された体罰に関する事件の判決内容に鑑みて、市内の教員らに対し、「体罰は、法律で禁止されています。体罰とは子供に対して身体的にはもとより精神的にも苦痛を与えるような懲戒のことです。」等、体罰を禁止する趣旨の指導があったことが認められるところ（乙43ないし45）、控訴人は上記指導は「やや強度のスキンシップ」を許容するものと理解していた旨供述しているが、上記指導内容に照らしても、ベテラン教員である控訴人が東久留米市の上記指導をそのように誤解していたと認めるのは困難である」との判示しているが、これは、原審において上告受理申立人が詳しく主張及び立証を行ってきた以下の要考慮事項を考慮しない、不合理な判示といえる。

- ① 上告受理申立人が新任の教員となった時期、学校では生徒による校内暴力が横行し、上告受理申立人は「身体をはって生徒に当たるべし」との指導すら受けていた。すなわち、上告受理申立人は「ベテラン」であるから「体罰」認識を誤らないはずがないということではなく、むしろ、その就職時期、経験を積んだ時期、また、勤務校での暴力をふるう生徒との関係の中で、「体罰」問題を誤解するという社会的背景の中に置かれていたということである。
- ② 「体罰」認識の問題は、「平成8年9月17日に東京地方裁判所で言い渡された体罰に関する事件の判決」以後も、上告受理申立人が「体罰」を行ってしまった時期にわたって、そのあいまいな認識が残存するばかりでなく、学校での「規律」維持のむずかしさから、再び、そのあいまいな認識は広がっていった。そのことを証明するように、上告受理申立人の事件以後のことではあるが、平成19年2月5日に出された文部科学省から通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」、熊本の事件に関わる平成21年4月28日の最高裁判決にみられるように「有形力の行使」を「体罰」と認定しない認識が出されてくるに至っていることは、すでに原審で指摘したとおりである。

上告受理申立人が、生徒Bに「体罰」を行ってしまうまでの時点で、「体罰」を「体罰」として認識していなかったと述べていることについて、これを「ベテラン教員である控訴人が東久留米市の上記指導をそのように誤解していたと認めるのは困難である」(p. 15)と判示し、「前記各行為当時は体罰であるという認識がなく、本件研修によってはじめて体罰であると認識できるようになった旨の控訴人の主張は、採用することができない」(p. 16)とし、「以上のとおり、控訴人は、生徒I、生徒F及びGに対するものも含めて、自己の行為が体罰であると認識した上で、体罰を繰り返してきたものと認められる」(p. 16)とするのは、まさに、「社会環境」という要考慮事項を考慮しない、まったく独善的で不合理な見解である。

すなわち、原審判決は、そのような学校現場における体罰概念のあいまいさや、現在も横行・多発する体罰の実情を全く無視・考慮せずに、無視した理由も特に述べないまま、体罰についてはひとり上告受理申立人の突出した異常な性格の表れ、と判示してしまった。

ここには、審理不尽・理由不備の違法(312条2項6号)があるとともに、要考慮事項不考慮の違法、48年判例背反が認められる。

(6) 生徒・保護者との信頼関係について

ア 原審判決では

「上記の非違行為のうち、生徒A、Bに対する体罰は、その経緯や態様が極めて悪質であるばかりでなく、生徒Bの体罰に関するその後の対応も、客観的事実に反する弁解をし、被害生徒らを巻き込んで隠ぺいを図るような行為に及ぶなど、教育者にあるまじき対応と指弾されても仕方のない対応を執ってしまったのであって、控訴人の職は公立中学校の教育公務員であり、その立場上、生徒及び保護者から広く信頼を得ることが極めて重要であるのに、自らの行為によって、その信頼関係を根底から破壊してしまっているのである(控訴人を教壇に立たせない

でほしい旨のPTA役員会代表名義の要望書が提出されていることからすれば、実際に、少なくとも一部の保護者からは完全に信頼を失うに至っていることもうかがわれる。)。これらのことに、私物等の保管に関する問題や自動車通勤問題に徴表される控訴人の性格、性向も併せて、相互に有機的に関連付けて評価すれば、控訴人には約24年に及ぶ教育公務員としての相当の実績があること、本件研修により一定の成果もあったこと、これまで厳しい指導や措置が執られたことがうかがわれないこと（もっとも、後二者については、控訴人にとってそれほど有利に参酌することができないことは前記説示から明らかである。）を総合的に考慮し、厳密、慎重に検討しても、なお、問題点を払拭するには足りず、控訴人については、簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障を生ずる高度の蓋然性が認められ、教育公務員に必要な適格性を欠くと判断することも不合理とはいえない。

したがって、控訴人について、地方公務員法28条1項3号にいう「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当する事由があるとして行われた本件分限免職処分は、裁量権の行使を誤った違法なものとはいえない。」(p. 21-22)

としている。

ところで、この中で判決は、「控訴人には約24年に及ぶ教育公務員としての相当の実績があること」としており、その内容については、それよりも前の部分で、

「昭和55年4月1日に東京都に中学校理科教諭として採用されて以降、理科教諭として理科の授業を受け持ち、学級担任や、生活指導主任、研究研修主任、学年主任等を務めた。中村中学校においては、身体障害等により通学困難な生徒のための訪問学級も担当した。クラブ活動では、中村中学校及び東久留米西中学校ではソフトテニス部及び軽音楽部の顧問、小平第五中学校ではソフトテニス部の顧問を務めた。その他、東久留米市において、「青空学校」という異年齢集団の学校キャンプ活動や、－「ヤングサウンドフェスティバル」という音楽イベント活動

に携わってきた。

原告の授業、学級運営及びクラブ活動等については、複数の生徒や保護・者から「授業は分かりやすく面白かった。実験が印象的だった。」「学級活動の時間に毎週歌を紹介してくれた。」「原告の熱心な指導のおかげで、ソフトテニス部では全国大会・関東大会に出場できた。」「原告が指導した軽音楽部では、ヤングサウンドフェスティバルで本選に出場できた。」「原告の授業はユニークで保護者にも評判が良かった。」等の意見が示されていた。

また、原告の勤務実績や人柄については、これまで勤務していた中学校の校長、教頭又は同僚の教師、生徒、保護者から、「障害を持つ生徒の訪問学級活動や、問題行動を起こす生徒の生活指導活動等に献身的、積極的に取り組んだ。」「主に生活指導で活躍し、実践指導資料を提起した。」「生徒の目線に立ち、親身に相談に乗ってくれた。」「非常に熱心な先生だった。」「生徒思いでよく頑張っていたし、同僚のこともよく考えてくれた。」等の意見が示されている」

と事実認定している（地裁判決における「事実認定」 「第3 当裁判所の判断 1 事実の認定」 の継承）。

すなわち、原審判決は「自らの行為によって、その信頼関係を根底から破壊してしまっている」「少なくとも一部の保護者からは完全に信頼を失うに至っていることもうかがわれる」と推定しているが、それはあくまで、「生徒Bの体罰に関するその後の対応」についてのみのことである。

それ以外のことでは、原審判決が上記のように確認しているように、上告受理申立人は、生徒・保護者との信頼関係を損ねてはいない。これまでの上告受理申立人の教師としての行動を評価し、上告受理申請人を信頼してきた生徒・保護者は、上告受理申立人が行ってしまった「生徒Bの体罰に関するその後の対応」について、あくまで上告受理申立人の一過性の「過ち」ととらえている。

ところが判決では、考慮すべき事項のとらえ方が表面的で、上告受理申立人が

生徒・保護者との信頼関係を損ねていないという事実を考慮していない。すなわち上告受理申立人には一過性の「過ち」を反省し乗り越えられるほどに、教師としての「適格性」をもっており、それは持続する性質であることを、上告受理申立人のこれまでの教育実績にもとづく生徒・保護者からのゆるがない「信頼」があったことを証明しているということを考慮せず、あたかも、上告受理申立人の教育実績を考慮したかのような叙述でごまかしを行っている。

そこでここでは、判決が本来、きちんと考慮すべきであること、すなわち上告受理申立人が生徒・保護者との信頼関係を損ねていないという点について、この裁判において上告受理申立人を教育現場に戻してほしいという趣旨で提出されてきた、上告受理申立人の教育活動の具体的な事実にもとづいて述べられている陳述書の一部を再度、提示して確認したい。

イ なお、判決文が

「（控訴人を教壇に立たせないでほしい旨のPTA役員会代表名義の要望書が提出されていることからすれば、実際に、少なくとも一部の保護者からは完全に信頼を失うに至っていることもうかがわれる。）。」

と書いている点については、上告受理申し立て人の小平5中時代の元同僚、**■■■**さんがその陳述書（甲120）で以下のように書いていることに鑑みると極めて不合理な判示といえる。

「その時の状況をもう少し詳しく説明すると、職員の朝の打ち合わせにPTAの役員をしている数名の保護者が全職員の前で、疋田氏を中傷する内容のピラを各家庭に配布したいと言う発言がありました。突然のことであり、職員室は騒然とした雰囲気になりました。複数の教員の反対もあり、すぐに配布することはやめさせることが出来ました。

内容も疋田氏にかかわる様々な事柄に及び、内容の真偽も定かでは無い事柄もありました。職員個人を弾劾するような中傷ピラを全家庭に配布すること自体反対であったし、保護者が職員の打ち合わせで直接発言する事も異例です。内容も

事実確認もすることなく、噂・誹詩中傷の類であり、保護者会全体の総意ではなく一部の保護者の視点で書かれた物を保護者会全体の総意であるように思わせる表現がしてありました。従ってその突然のやり方、一個人を弾劾する内容、いずれをとっても冷静な行動ではなく、個人を攻撃していることから、テロ行為のようだと私は感じ、そのように発言しました。」

すなわち、原審が判決でこのような問題をはらんだ「要望書」をもとに、「少なくとも一部の保護者からは完全に信頼を失うに至っていることもうかがわれる」などとあいまいに推測し、上告受理申立人と保護者との信頼関係の喪失を断定したことは不合理であり、考慮すべき事項を考慮しなかった違法、判例背反がある。

(なお小平5中の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲121も参照のこと。)

ウ 具体的陳述書から認められること

〔1〕 保護者の陳述より（5件）

- ① 小平5中時代の生徒の保護者 ■■■■さんの陳述書（甲26）
- ② 小平5中時代の生徒の保護者 ■■■■さんの陳述書（甲114）
- ③ 東久留米西中時代の生徒の保護者 ■■■■さんの陳述書（甲86）
- ④ 東久留米西中時代の生徒の保護者 ■■■■さんの陳述書（甲109）
- ⑤ 東久留米西中時代の生徒の保護者 ■■■■さんの陳述書（甲164）

以下内容を抜粋する。

- ① 小平5中時代の生徒の保護者 ■■■■さんは、以下のように述べている。

(甲26)

「2 まず、私と疋田教諭との出会いですが、私の娘(■■■■)は平成十二年四月に小平市立第五中学校入学以来、部活動としてソフトテニス部へ入部いたし以後三年間、一生懸命活動しておりました。当時、その活動を支えてきたのが、部員の親であり、顧問の先生方で、その中で特に熱心に生徒へ指導していただいていたのが、疋田教諭でした。学校が休みにもなると、早朝より出かけ夜は暗くな

るまで練習し、娘達は日に日に上達して、その成果は自を見張るものがありました。その娘達の努力に後押しされたのか、自然に父兄、顧問の先生方との和がしっくり出来上がり、确实なる信頼関係で結ばれ、娘達の全ての教育環境にも反映されていきました。また、顧問の先生方はそれぞれ理科、数学の教師ということもあり、合宿の際には、部活動以外に専門科目を教授していただき、娘遣もそれに答えるかのように文武両道頑張っておりました。年頃の娘達をもつ親にとって、部活動を通し学業ならびに、生活指導までも一貫して教育活動をしていただき、誠に感謝しているものです。

3 そこで疋田教諭がいかに生徒想いで、熱心であったかを、実例をあげて申し述べさせていただきたいと思います。

私は、小平市立第五中学校の学区域である、150世帯あまりの自治会長を二期務めかつ平成十一年十月には小平市長より長年の功績が認められ、地域功労者として表彰されているものです。従いまして、娘達が通っている中学校に関しては、熟知しているものでした。そんなある日(平成十四年七月)保護者宛に、小平市立第五中学校長なる人物より「学校休業日における自転車登校について」という一枚の印刷物が届きました。内容は、夏季休業中の部活動における自転車通学の禁止ということで、趣旨が曖昧で、「登下校時に交通事故に遭い、問題が起これば責任は学校長にはありませんよ。」というものでした。私は以前小平市立第五中学校の通学路で倒れている学生を発見し、救護に努めましたが、亡くなってしまったことを目のあたりにしており、その原因は熱中症とのことで、小平市立第五中学の通学路は交通事故よりも熱中症、日射病等の発生率がとても高いことを認識しております。そこで、せめて夏季休業中の自転車通学を許可していただくべく、娘に学校長の書いた印刷物に朱書きしたものを顧問の疋田教諭に届けさせました。疋田教諭は、迅速に行動され自転車通学の許可を上申し、一部許可にはなつたものの、子を持つ親の考えを推察した疋田教諭は、部活動終了後、部員の顔色等確認し、自費にてタクシーで帰宅させるなど、本当に生徒に対する思いや

りが十分伺えることと思います。その後、一部の父兄から聞いたこととして、正田教諭は学校長より、自転車通学の許可願いを父兄に扇動したと筋違いな誤解を受けたということが判り、私は学校長に憤りを感じたものです。また、澤川なる学校長は新任であるということも後に判りました。

その後、娘達は小平市立第五中学校を無事卒業し、現在娘は高校2年生で生徒会の副会長を務め、クラスメートはもとより高校の諸先生方より信頼も厚く、高校生活を謳歌しております。これは何よりも、娘が中学時代に教授された正田教諭の教育指導の成果といえるのではないのでしょうか。

4 最後にその思師正田教諭が、娘の卒業後すぐに「体罰事件」で問題になっているということを娘より聞かされ、驚きが隠せず私なりに調査しました。ここで、体罰に関する考え方は人それぞれの解釈がありますので、私見は差し控えさせていただきますが、娘の意見を考慮し客観的に考えますと、私の知る限り正田教諭は普段の指導の中で、暴力を振るうような教師ではなく、体罰については正田教諭が、生徒指導に熱心なあまり先走ってしまったに過ぎないのではないのでしょうか。現実に私の耳にも、正田教諭を救おうとの声があちらこちらから届いております。当然、正田教諭に関し、色々な柵から私と正反対の陳述書も出てくると思います。しかし、論より証拠、正田教諭の熱心な教育指導のおかげで、少なくとも私の娘は、しっかりと17歳を生き抜いております。」。

② 小平5中時代の生徒の保護者 ■■■■さんは、以下のように述べている。

(甲114)

「さて、私の息子は、小平第5中学校の第2学年において、正田先生に担任Lていただきました。1年生のときから、すでに先生がジョニーと呼ばれていることや、プリントを用いた独自の学習をしていること、ギターを持ち出して生徒や保護者と歌う機会をつくるなど、ほかの先生にはない「ユニークな存在」であることを知ってしまいました。息子の担任が決まると、親としては、担任が子供と相性がよい

かどうか、親にとって頼りになるかどうか大変気になるところですが、疋田先生は息子にとっては、大変親しみやすい「何でも相談できる先生であったと思います。

その年頃の子供はまさに反抗期です。一步間違えれば、とんでもないことになります。

親は当熱、全力を尽くして子供に接しますが、親のほかに自分の心情を話すことが出来る人がいるということは、子供にとってこの上無い幸せだと思います。部活のこと、自分の将来のこと、家庭内のことなど、多くのことを先生と話たと思います。忘れもしないのは、3年生の冬休み、まさに受験直前に、先生の旅行先にまで電話をして、自分の不安を話し、子供が自分の気持ちを整理していた事です。

先生の授業は確かにやや特殊です。当時から保護者の中には賛否両論があったことも確かです。だからといって、先生の手法をすべて否定するのは行き過ぎだと思います。事実、わが息子は、先生の授業を大変気に入っていました。単なる知識の詰め込みではなく、大きな視点から、地球全体まで視野に入れた授業であったと思います。高校に進学後も、いただいたプリントは役にたったようです。保護者会に、私も何度か出席しました。ギターを持ち出した先生と歌を歌ったこともあります。和やかなクラスの出来事や注意点、アドバイスはもちろんのこと、最近の青少年を取り巻く問題など、様々なお話を聞くことができ、大変勉強になったことを覚えています。

当然ながら、学校には様々な生徒がいます。正確も能力も環境も様々です。その多様な生徒のすべてを一律化した教師で最良の指導が出来るわけがありません。私の息子も、けして疋田先生だけのご指導を受けたわけではありません。1年生、3年生のときの担任の先生、副担任の先生、各教科の先生、部活の先生、あるいは当時の校長先生にも、いろいろご指導を受け、多くの影響を受けて、思春期の大切なときに多くの事柄を学びました。

昨今は、教師が起こす事件や問題が話題になることがたびたびありますが、本当に社会正義に反することがあったのならばともかく、子供には様々なタイプの先生の存在が必要だと思います。子供は、けして大人の言うなりのままではありません。鋭い目で大人を観察し、批判し、受け入れ、あるいは排除しています。多くのタイプの教師が力を併せながらも、様々なタイプの子供に様々で（マ）方法で取り組んでいくべきではないでしょうか。そういう意味では、正田先生は貴重な存在であり、処分の対象となることに納得できません。個々の細やかな出来事や、価値観の偏りに根ざしたものではなく、「生徒にとって何が大切なのか」を十分に考えるべきだと思います。」

③ 東久留米西中時代の生徒の保護者 ■■■■さんは以下のように述べている（甲86）。

「1991年から1994年まで東久留米市立西中学校で、私の次女、■が正田先生のお世話になりました。その間2年間保護者である私もまたPTAの役員として、学校側のPTA担当の任にあたっていだ疋目先生と活動を共にしてきました。その当時先生のやってこられたこと、印象などを娘と思い出しながら話をしました。その中のことを思いつくままに書き出してみました。

娘は理科の教官として、また軟式テニス部の顧問として指導していただきました。理科の授業はほかの教科にくらべとてもユニークで楽しいものであったと述懐しています。生徒たちがより良く理解できるように、教えようとする内容をふくらませ詳細にわたるプリントを作って下さったため、プリントの量は大量であったといいます。プリントだけでなくビデオなどいろいろなものを使つての授業であったので理科室はいつも雑然としていたとも言っています。

また当時としては画期的であったと思いますが性教育についても理科の時間の中で教えてくださったことが良かったと言っています。その授業はユニークかつ大切なこととしてテレビでも取り上げられました。

定期考査の問題も従来のような設問ではなく深く考えさせるような変わった問題が多くとても面白く印象に残っているようです。実験で作ったカルメラやタンポポコーヒーのことを良く覚えていました。当時の親たちの間では変わった授業スタイルで評判でしたが、一様に子どもたちにとって興味をひく好ましい授業と思われていました。

テニス部の顧問としても非常に厳しくはあったようでしたが理科の授業と同様、練習でもわかりやすく指導していただけたので上達も早く子（マ）、子どもたちにとっては自分に自信が持てるようになったようです。娘も都大会にまで行かれたのはヒキタだったからだと言っています。

また軽音楽部の顧問としてもご自分の楽器や機材を持ち込んで熱心に指導していました。学区域にある地域センターで毎年行われるフェスティバルにも参加して地域の人たちから喝采をあげていました。

私がPTAの役員をしていた頃は学内に・荒れがありそのことで学校長を含む教官とも密な共同がありました。その中で疋田先生は非常に熱心に問題に取り組んでいました。学校に来ていても授業に出るでもなく地べたに座り込んでいる生徒たちもいました。けれどその生徒たちはそうした形で学校に自分たちの居場所を見つけていたのです。当時私たち親はそうした形でも生徒が学校に来られる状況を、疋田先生や若い先生たちが校長と共に生徒たちを管理でがんじがらめにしようとしなかったからではないかと好意をもって見ていました。ある時ひどいじめが学内であり、誰もそのことを先生に言い出せずにいたのを疋田先生が見つけそのことでものすごく怒ったことがあった、とても怖かったと娘は言いました。筋の遇らないこと、理不尽なことに対してはつねに強い態度で臨んでいました。

私は東久留米で青空学校という、2泊3日の異年齢集団の学校キャンプを20年続けていますが、西中でのPTA活動がご縁で疋目先生にもこの活動を手伝っていただいています。多くの先生方が参加してくださっていましたが10年以上現在も続けて下さっているのは疋田先生だけになってしまいました。青空学校の中でも小

学生から指導員と時ばれる若者たちにまで強い信頼を受けています。

人事委員会への不服申請をされたときも疋田先生の人となり、まだ日常の行動をきちんと調べていただければわかることと思っておりましたが、却下されたという事実に驚きと怒りを感じています。たしかになにか事を成すときの疋田先生の発想、方法論は多くの人とは違っているかもしれません。けれど先生が今までやってきたことが多くの子どもたちに受け入れられ育ってきた事実を見れば決して一般的に受け入れられない人ではないとわかるはずでしょう。みんなと遣っているという理由で排除されるということ、それがこれからの日本を築いていく子どもたちを育てていく教育の現場で起きたということに心のそこから憤りを感じます。

この陳述書が疋田先生の人となりを知っていただくためによすがになること願っています。」

④ 東久留米西中時代の生徒の保護者 ■■■■■さんは以下のように述べている（甲109）。

「2 先ず、私と疋田教諭との出会いですが、私の娘、■■が東久留米市立西中学校に平成4年4月に入学しました。ソフトテニス部に入学し（ママ）、以来3年間、大変心ある御指導をいただき、誠に感謝しております。

疋田教諭は、休日・祝日も学校にでてきて、ソフトテニス部の指導にあたっておりました。

又、息子の和幸も平成6年4月に同中学校に入学し、2年生の時、疋田教諭が担任でした。毎月「クラスだより」のプリントの配布が何度もあり、クラスの様子がすぐわかりました。教育熱心と評判であり、主人共々、熱血先生に期待し、学校許可行くに信頼を持って、お任せしたものでした。

私も子供達の通っている西中学校で2回役員をさせていただきました。学校へいく機会も多かったのですが、疋田教諭の子供達に対する熱意が伝わりました。

疋田教諭は、ギターをもって歌をうたったり、子供達に厳しく接してくれたり、学校が終わってから家庭に訪問して指導してくれたり、本当に熱心な先生でした。保護者にも子供達にも先生の熱意が伝わり、我家の子供達は充実した中学校生活でした。

3 「陳述書」を書くということで、娘と息子の二人の意見を聞きましたが、
「ぜひ書いてくれ」と云う言葉でした。

疋田教諭にお会いできた事が、二人にとっては、とても良かったと思います。
疋田教諭に御指導いただき事に感謝しております。常に色々な物を使用し、工夫して授業をして、子供達に一生懸命指導していきました。行動派の先生でした。
中々いない先生なので、1日でも長く教育現場で活躍してほしいと思います」

⑤ 東久留米西中時代の生徒の保護者 ■■■■■さんは以下のように述べている（甲164）。

「1 私は、東久留米市に在住しており、疋田先生が以前勤務されていた、東久留米市立西中学校の校区に居住しております。

私には、2人の子供がおり、長男は現在32歳で、平成元年度から平成3年度まで西中に、長女は現在26歳で、平成7年度から平成9年度まで西中に通わせておりました。その間、疋田先生は、ずっと、西中の先生として勤務されておりました。

また、私自身、子供たちが西中に通っている間ずっと、西中のPTA役員として学校の運営などに関わり続けており、学校にも頻繁に顔を出して先生方とはいつもお話していたので、その間の西中の様子や、疋田先生の教育活動実態、それから今回問題となっている「告発文」に関わる経緯については良く事情を知っております。

2 疋田先生は、私の子供が西中に入学する以前から、既に地元では有名でした。
「西中に、熱血の先生がいる。」
「教育に情熱を持っている先生がいる。」

「クラブ活動も熱心で、授業もすごく面白い。」というように疋田先生の評判が立っており、地域の多くの親のみならず子供たちも西中に入学して疋田先生に教えてもらうことを期待している状況がありました。

また、生徒指導にも熱心で、西中にトラブルがありいわゆる「不良少年」に何かあったときには、疋田先生が指導に出てきており、保護者の間でも「子どもが手におえなくなったら疋田先生にお願いしようかしら。」などといつも話をしておりました。

また、学校内のみならず、学校外の地域の教育活動にも疋田先生は熱心に取り組んでおられました。

疋田先生の周りには、いつも子どもたちのみならず、保護者たちの輪も出来ており、私もそれをうらやましく見ておりました。

長男は、平成元年に西中に入学しましたが、残念ながら疋田先生は長男の一つ上の学年担当で、担任はもとより、理科の授業も直接受けられませんでした。

長女は、平成7年に西中に入学し、疋田先生には1年から3年までずっと理科の授業を受け、更には最後の学年、3年生のときには疋田先生が学級担任になりました。疋田先生の学級担任が決まったときは、親子ともどもとても嬉しかったです。

3 疋田先生の授業は、私自身、何回か、見せていただいたことがあります。

西中でも他の学校と同様に、授業参観があるのですが、西中では保護者が見る授業は保護者自身を選ぶことができました（必ずしも、自分の子が出ている授業に限らず、他の授業も見ることができました。）。なお、授業参観は、各学期に1回、午前中4コマ参観して、午後は保護者会、という日程で行なわれていました。

疋田先生の理科の授業は、保護者の間でも評判で、私以外でも自分の子どもの授業でなくとも疋田先生の授業を見てみたいと希望する保護者の方は大勢おり、疋田先生の授業は参観日にも保護者に大人気で、希望しても入りきれないという

状況でした。子どもたちが「疋田先生の授業は面白い」「これこれこういう面白いことをやった」と家庭でもよく話をするので、親たちとしても「それは是非見てみたい」ということになり、それが更に他の親たちにも広がって評判が評判を呼ぶわけです。

私も、希望しても疋田先生の授業を見られないことがありましたが、何回かは授業を拝見できました。なお、子どもが出ていた授業はそのうちの1回だけでした。

いずれのときも、授業は教室ではなく、理科室で行なわれていました。

授業内容については、いずれのときも、すごく面白い、という感想です。

今でもよく覚えているのは、西表島の植物のことを疋田先生が授業で話されたことです。そのときには、マングローブの話になり、更には日本国内の話を超えて東南アジアでマングローブの伐採が行なわれ地球規模の環境破壊が進んでいるという、現在になって話題にされていることの先取りのような話もされていたことを覚えています。

また、別の参観の時には、理科実験も見せていただきました。実験自体は他の先生方もやられていることですが、疋田先生の理科実験は、実験へのもって行き方がいきなり難しい理科の内容に入るのではなく、まず身近なものに引き付けて説明してから実験に入ってゆくので、「ああ、なるほど」と子どものみならず親にとっても改めて納得して新たな発見があるものでした。切り口も他の先生とは一味違うものでした。

また、疋田先生の理科の授業では、疋田先生自身がギターの弾き語りで歌を歌うということも行なっていました。歌もちろん、理科の授業の内容に関わるもので、歌が始まると、子どもも見ている親もワッと集中しました。歌に子どもたちを集中させ、歌の内容に引き付けて理科の授業を始めるという疋田先生の手法は、否が応でも子どもたちを理科の内容に引き込んでゆく、すばらしいものでした。

とにかく、疋田先生の理科授業の手法は、歌を使ったり、身近なものに引き付けたりして、そこから理科の内容に進んでゆくというもので、子どもたちにとっては面白いというのみならず、自然と理科の内容に興味を持たせる工夫が凝らされていたと思います。

また、疋田先生は、先生ご自身が作成しているオリジナルのプリントを多用しており、プリントの内容も子どもたちに興味を引かせる工夫が凝らされているものでした。私自身や他の保護者の方たちも参観日の時には疋田先生のプリントをもらって内容をよく読ませてもらっています。

なお、疋田先生の理科の授業は、とてもユニークなものでした。もしかしたらそのことが一部の方たちにとってはお気に召さなかったのかもしれませんが、しかし、少なくとも私の周囲の保護者の方々からは「受験向きでなく心配だ。」というような声は全く聞きませんでしたし、もちろん私自身も受験に心配などとは全く思いませんでした。むしろ、受験に対しては、疋田先生がいろいろな情報を持っていたので、疋田先生に受験を任せる安心感がありました。

疋田先生の授業のやり方については、いろいろな考え方の保護者がいたと思いますが、「何かあったときには疋田先生がいるから安心だ。」というのが、親たちの一致した意見でした。

4 「私物」について

今回の疋田先生の処分については、「疋田先生が私物を学校に大量に持ち込んでいた」ということが問題にされていると聞きました。

しかし、実際に学校に頻繁に出入して理科室も見ていた私から見ても、理科室に物が多いということは特に気になることはありませんでした。まして、物が崩れたり、スペースをとりすぎたりして授業の実施や生徒の安全に支障があるとは思いませんでしたし、教育上不適切なものがあるということもありませんでした。

楽器類やアンプなどがあることは私も含めた親たちも知っていましたが、全く気にしていませんでしたし、他の親たちも問題にしていませんでした。私の子ども

もも気にしていないようでしたし、他の子ども達からも荷物を気にしているという事は聞いたことはありません。

なお、疋田先生は、校舎の3階の広いスペースにソファを設置して、交流スペースとして有効活用していました。このことも今回問題にされているようですが、20メートル四方くらいの広いスペースで、邪魔になるようなものではありませんでしたし、子どもたちのクラスを超えた交流の場になっていましたし、子どものみならず、先生も子どもたちとの交流の場として利用していましたので、私から見ればむしろ教育には有用であったと思います。

5 性教育のこと

疋田先生は、NHKのテレビでも取り上げられたように、西中で熱心に性教育にも取り組んでおられました。

私自身も、思春期の子を持つ親としてとてもありがたいことだと思っていました。

私はずっとPTAの役員もしており、多くの保護者の皆さんとの話をする機会は多かったのですが、少なくとも私は、疋田先生の性教育について「やりすぎじゃないの？」という声は聞いたことはありません。西中では、疋田先生のみならず、学校全体で性教育に取り組んでおり、他の先生方も性教育に取り組んでおられたので、疋田先生の性教育について特に問題視する意見は聞いたことはありません。

なお、生徒のみならず、私たち保護者も、ロールプレイングなど性教育の授業を疋田先生から受けましたし、ビデオも見ました。これは、先生が子どもたちに行なっている性教育の内容を理解するというにとどまらず、親としてもとても役に立ったと思っています。

6 告発文のこと

今回の裁判で、疋田先生に対する「告発文」が出され、改めて私も見させていただきました。

この告発文が出された当時、私の長女が3年生で、私もPTA役員であり、井戸川教頭先生も含めたPTA役員一丸となって、告発文に取り組んできましたので、その経緯を説明します。

その前に、私のPTA役員としての学校とのかかわりを説明しておきます。

私は、長男在学中のときも、長女在学中のときも、ずっとPTA役員として西中の学校運営に参加してまいりました。

この告発文が出された当時は、私はPTAの規約検討委員会のメンバーを務めており、教養と厚生を一緒にしようか、ということで規約改正の検討委員会をずっとしておりました。

また、規約検討委員会の活動とは別に、完全週5日制に移行する時期でしたので、週5日制の勉強会もしておりました。

そのほかにも、月に1回運営委員会が開かれるのでそれに出席しており、また、その準備のための学年委員会にも出席していましたし、それとは別の委員会があるので、最低でも週2回位は学校に行っていました。

また、毎年5月にはPTA総会があるので、総会が近づくと準備のためにほとんど毎日のように学校へ行ってPTA活動をしておりました。

告発文の関係では、疋田先生から、4月終わりか5月はじめくらいに、「市のほうに理科室のことでクレームが来たらしい。何か知っていることはないですか？」ということを知りました。なお、私の手帳に、告発文関係のミーティングのあった日に丸印をつけており、その最初の日が5月2日なので、疋田先生から理科室のことでクレームの話聞いたのは、4月終わりか、5月初めで間違いないと思います。

なお、今回裁判に提出された告発文の日付は「5月20日」となっていますが、最初に出された日はもっと早く、4月中と聞いています。私たちPTAが出した「私たちの西中学校を守るために」の中で「4月下旬に出された」としている方が正しいはずで、実際には、4月中の日付の「告発文」も存在して

いるはずです。

また、5月12日には、東久留米市教委の方が、「事情調査のため」ということでいきなり西中にやってきて、生徒がまだ残っているのに、教室の写真を撮ってゆき、生徒を動揺させ、混乱を招いたという事件もありました。このことが、告発文の存在が明らかになるきっかけとなりました。

告発文の内容については、なかなか明らかにされず、私たちPTA役員も「非公開です」ということで、見ることはできませんでした。

私が告発文を最初に目にしたのは、6月10日で、学年部のミーティングのあとに、校長室にPTAの学年委員全員12名で行って、校長先生から「見せるけれども、持ち出さないで下さい。」ということで、見せてもらいました。全員が読むのに1時間くらいかかったと思います。

内容について見た印象は、「親の知り得ないことだな。同僚の先生のやっかみかな」と思いました。疋田先生は、授業のやり方も独特で、多くの子どもや保護者の支持を集めていたこともあるので、そのように思ったのです。

学年としては、この告発文は大騒ぎでした。「こういうことがあっていいのかしら?」「正体も明かさず、闇討ちをするようなやり方が教育現場に持ち込まれることは全くよろしくない」というのが一致した意見でした。

この告発文に対しては、内容について、疋田先生の教育活動を身近に見てきた自分たちからして全く事実と違うことは明らかでしたし、また、闇討ちのようなやり方自体に教育上の大きな問題を感じていたので、「自分たちはどうしたらいいのか?」ということについて、PTA役員会メインで、いろいろと話し合いを重ねてきました。私は、学年委員として、この問題に取り組んできました。また、井戸川教頭先生も、PTA副会長として、私たち保護者のPTA役員とともに一緒に対策の話し合いに取り組んできました。なお、井戸川教頭は、当時、その4月に西中に転任してきたばかりでしたが、PTA規約で教頭先生が副会長と決まっていたので、メインの役員として、私たちとともにこの問題に取り組んで

いただきました。ただ、「4月に転任してきたばかりで、状況が分からないでしょうね。」と思い、私たちは教頭先生には懇切丁寧に状況の説明をしてきたつもりです。

告発文の内容についてはもちろんのこと、PTAの名前を借りるような名前でこのような文章が出されること自体に、私はもちろん、他の保護者の皆さんも怒りを覚えましたし、文章の書き方や内容からして保護者からではなく教師から出たものと思ったので、信頼関係のない教師がいるなかで西中の教育がうまくできるかとても心配でした。そのため、私たちPTA役員たちの間では、「何とかしなければ」という気持はとても強かったです。

この問題については、井戸川教頭先生も含めたPTA役員一丸となって、1学期の間、ずっと取り組んできました。

6月17日には、この告発文問題について、対応をしてもらうのと、市教委の不適切な対応について指導してもらうために、私も含めたPTA役員数名で、都教委にも要請に行っています。

そのような活動と話し合いを積み重ねた上で、ほとんどまるまる1学期の全期間をかけてPTA役員の総意で作成し完成し、夏休みが始まる前に出せたのが、「私たちの西中学校を守るために」です。西中PTAとしては、それまでにはPTA便り以外に、このようなものを出したことはありませんでした。このような文章をPTAが一丸となって出せたことには、大きな満足を得ていますし、その内容についても自信があります。

ただ、「私たちの西中学校を守るために」を出してすぐに夏休みに入ってしまったので、水面下で保護者の間でいろいろな憶測が飛び交うということがありました。夏休み明けに疋田先生が「告発文は内部からのものではない。特に保護者が出したものではない。正常な学校運営に協力いただきたい。」という趣旨ことを「学級便り」に書き、更には、PTA（3年学年委員会）から公開質問状を出し、全学年合同委員会を開いた上で、PTA本部から報告を出して、この告発

文問題については、後を引くことなく、終息しました。私たちが、一丸となって、
闇討ち的な怪文書から、西中の教育現場を守れたことについては、今でも満足し
ています。

7 以上のように、私が、長い西中PTAの活動を通じ、また、子どもの親と
して、見てきた疋田先生の活動はすばらしいものでした。

怪文書による誹謗中傷はありましたが、その内容も事実無根でしたし、むしろ
怪文書によって一度は混乱した教育現場を、私たちが一丸となって守れたこと
には今でも満足を感じています。このような怪文書を根拠として、疋田先生の免職
処分が正当化されるようなことはありえないことは、いちばん近くで疋田先生を
見てきた私たち保護者がよくわかります。

裁判官には、是非とも、きちんと事実をみていただき、正当な判断を出してい
ただきたいと心よりお願いする次第です。

〔2〕生徒（卒業生）の陳述より（17件）

生徒たちは、当時上告受理申立人から受けた教育活動を高く評価するのみなら
ず、教師としての姿勢にも信頼を置いていたこと、また、卒業後に振り返って、
卒業後のそれぞれの人生に、上告受理申立人から受けた教育が大きく役に立っ
ていることさえ述べている。

その中では、上告受理申立人が、問題を抱えている生徒も含め、どの生徒に対
しても一人ひとり大事にしていたこと、また学級指導で生徒同士の協力関係を生
み出すことに腐心していたこと、そのことが事実として生徒たちの心に、協力し
合うことの大事さを、「楽しい」こととして根付かせ、卒業後にもその思いが引
き継がれていることが分かる。そのような教育実践を展開してきた上告受理申立
人が、なぜ、「独善的」な性格として存在しえるだろうか。

どのような問題を抱えている生徒一人ひとりをも大事にすることなど「独善
的」な性格の人間にはできない。

判決では、一つの体罰の行為の態様をもって上告受理申立人には「人格を尊重する意識の弱さ」があり、それは持続的なもので、変えようがないと断定している。しかし、もし、本当に「人格を尊重する意識」が弱いとすれば、なぜ取り上げられている「体罰」事件の前にも後にも、上告受理申立人は、生徒からこのように信頼されるのであろうか。

これらの陳述が、上告受理申立人の長期にわたる教育活動の全体にわたって、また三つの勤務校それぞれについて、提出されているということは、上告受理申立人が総体として、生徒から「信頼」されるに足る教師であったことを証明しているといえる。

なお、生徒Bの体罰事件の後でも、上告受理申立人は、生徒Bも含むテニス部の部活動の指導にあたり、「校地外研修」の命令が出た後でも、その研修開始日直前の練習試合の付添指導を行っている。校長に命令されたものではあったが、もし上告受理申立人が生徒に「信頼」されていなければ、なぜ生徒たちは上告受理申立人の付添を受け入れたのであろうか。生徒たちはなぜ、別れ際に、上告受理申立人が校地外研修に派遣されて、部活動の指導をできなくなることを知り、上告受理申立人との別れ、部活動で指導を受けることができなくなることに對して、涙を流して悲しがったのであろうか。

上告受理申立人は一旦、研修を解かれて、2学期の中間試験の評価をさせられることになった。校長が上告受理申立人に述べたその理由は、生徒たちが上告受理申立人に評価してほしいと要求したからだという。もし生徒たちが上告受理申立人を信頼していなかったとしたら、なぜ、わざわざ学校現場から引き離された教員に自分たちの学習の「成果」求めるのであろうか。

上告受理申立人が校地外研修中に、生徒たちは文化祭で自分たちが行った活動の様子を撮影したビデオを、他の教員を通じて、上告受理申立人に渡そうとしたという。上告受理申立人が校地外研修に派遣される直前まで指導していた行事であり、生徒たちが、上告受理申立人がいなくなった後、何とか自分たちで頑張っ

て実施した成果を上告受理申立人に観てほしいとの願いがあったからだという。もし生徒たちが上告受理申立人を信頼しなかったとしたら、そのような行為はあり得ようがない。

またなぜ、離任式の日、上告受理申立人を侮辱した教頭に対し、生徒たちは「ジョニーを返せ」と叫んだのだろうか。信頼していない教員について、自分たちのもとに「返せ」などというはずがない（以下の5の陳述書 甲121参照。なお当時の録音記録もある。甲56の1, 2）。

そして何より、裁判所に「陳述書」を提出することに全く不慣れな方たちが、このような陳述書を書いてくださること自体、すなわち、上告受理申立人が「分限免職」されたあとでも「信頼」が崩されないほど、上告受理申立人は、総体として、教員としての「適格性」を保持してきたといこと、すなわち、「過ち」を犯してもそれを反省し、生徒・保護者・同僚ほかさまざまな人たちともに、人格を磨いていこうとする姿勢も含め、教師としての「適格性」を保持してきたといことであり、そのことを上告受理申立人の教育を直接に受けてきた立場から、証明しているといえるのではないか。

裁判官はこの一つひとつを丁寧に読んでほしい。

- ① 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲20
- ② 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲21
- ③ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲22
- ④ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲115
- ⑤ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲121
- ⑥ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲122
- ⑦ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲162
- ⑧ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書（二つ目） 甲253
- ⑨ 東久留米西中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲48

- ⑩ 東久留米西中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲84
- ⑪ 東久留米西中時代の生徒 ■■■■・柳井基さんの陳述書 甲85
- ⑫ 東久留米西中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲124
- ⑬ 中村中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲87
- ⑭ 中村中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲118
- ⑮ 中村中時代の生徒 ■■ ■■さんの陳述書 甲119
- ⑯ 中村中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲123
- ⑰ 中村中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲131

以下 各陳述書から抜粋する。

① 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲20

「教諭の個人的私物を授業や学校行事で活用する件について

とても身近なところで言うと、教室に飾る花や花瓶が挙げられます。学校から借用できる花瓶は限られており、新しいものを買う予算が用意に確保できるとは考えにくいです。教室に飾る花や花瓶は必ずしも必要なものではありませんが、教室の雰囲気明るくしたりするために担任の教諭が私物の花瓶を持って来たという実例があります。

文化祭時には劇で使用する衣装のスーツを疋田先生に、展示物の装飾でブラックライトを■■■先生に仮、けやき祭を成功させることができました。これらの物は学校にはなく、生徒のみ、もしくは生徒の家庭等で用意できるものは限られています。また、文化祭は、生徒のみで成功させるものではなく、学校教諭に協力を求め、共に活動するのは当然とも言えます。他の学校行事では、合唱祭があります。小平五中には音楽室が2つ、グランドピアノ2つ、電子ピアノも限られた数しかありません。合唱祭前は、1年生から3年生の全クラスがこぞって合唱の練習を行います。しかし、何十というクラスに1つずつ貸し与えられる程のピアノはありませんでした。そんなとき、担任である疋田先生は、電子ピアノを自宅から持って来て貸してくれました。これにより、なるだけ多くのクラスが練習

を可能にすることができました。

先ほど述べたように、教室の雰囲気明るくするために花瓶を持って来た先生がいました。それと同じように、疋田先生は節分、七夕、クリスマスと言うような世間で言われる一般行事には、豆まき用の豆や、笹、ツリーを持って来てくれました。こうすることにより、教室の雰囲気はいつも以上に明るくしてくれました。明るくすると言うと、疋田先生はギターを使って、歌を歌ってくれました。さらに言えば、国語科の■■先生は授業時にハリセンを持参していました。現在ちょっとした叱責でも体罰ととられるような時代ですが、相手をたたくとしか思えないハリセンを、平塚先生は持っていました。しかし、これは生徒を叱責するためではなく、授業の合間などにオモシロおかしくするためであり、誰一人「体罰」ということを思い浮かべる者はいませんでした。これらは必ずしも学校に持ってくる必要のなるものではありませんが、しかし、授業をするということで大切なのは「教える」と言った「教育」だけではなく、「雰囲気」だと思います。そのために、先生の私物は効果抜群です。また雰囲気作りだけでなく、実際の授業でも、具体的に見せる、つまり実演するときも学校にはないために先生たちの私物を使って生徒の授業理解に貢献していました。ギターは歌を歌うためだけでなく、理科の「音の共鳴」に使えることができ、成人向雑誌は性教育で、スキー板はスキー教室で又は理科の「力学」の分野で活用できるでしょう。

このように、学校側から全て至急されるのが不可能な道具などは、一個人の教諭の私物でまかなわれているという事実と、それらは無駄なものではなく、ほとんど全てが生徒のために持ち込まれ活用されているという事を認識してください。」

② 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲21

「以下の通り陳述します。

○性教育の授業で養護教諭の木幡先生が成人向雑誌を教室に持ち込んでいた。この授業を通して、性意識や性情報について考えさせられた。

○理科の授業中に足田先生の所有のビデオ教材を使って勉強したことにより、教科書を使って勉強するよりも意欲がわいた。

○文化祭で美術の■■■先生がブラックライトを使って作品を演出したことにより、一層深みのある、見とれてしまうような仕上がりになってい。ただ作品を展示するだけよりも、凝った演出をした方が魅力的な作品ができることが分かった。

○クリスマスにはツリーを飾った。その時クラスみんなが一丸となって、活気付いたことは中学校生活の楽しい思い出となった。また行事の大切さも学んだ。

○クラスに漫画を置いていた。そこで読んだ「第三野球部」は野球のルールや楽しさを学べて部活のためになった。また「鎌倉物語」のおかげで鎌倉の歴史や寺などを知ることができて、鎌倉遠足の役にたった。」

③ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲22

「以下の通り陳述します。

教師が授業に臨むにあたって

教師が生徒に授業をするにあたって、学校に予め用意あるいは指定された内容・物品だけを用いた場合とそうでない場合について比較する。ここでは理科の授業を例にとる事にする。理科という教科は語学や数学と異なり、ビジュアル的に理解を深めるが(マ)必要とされる。例えば、NaClは面心立方格子であると教科書通りに暗記をするよりも実際の模型を見た方が理解が深まる。中学校理科においても教科書・実験だけでは事柄がつかみにくかったり、ある程度の領域までの浅い理解しかできない事は多々ある。そこで必要になってくるのが、経済性や長期利用を考えた上で先ず挙がるのがビデオ教材である。しかし、中学校に必要なだけのビデオ教材が無い場合もあり、そのような場合は教諭水から準備しなければならない。足田先生が用意してくれた教材は、理科を学んで行くにあり、多いに役立ち、意欲を沸かせた。時には理科を側面から見て正面の理論の補足になったり、時には2つの知識で3つ目の考えが広がるような応用力が備わった。その

ような経験から教師が授業に臨むにあたって、生徒の理解を深めるために必要な教材を調達し授業に用いる事は大いに大切な事であると考える。

④ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲115

「この度、私こと■■■■において、陳述を提出することをお許し願います。

私は平成14年4月に小平市立小平第5中学校入学してから約1年半、ソフトテニス部で疋田先生にご指導頂きました。また、1年生時は授業も実際に教わりました。私の中で疋田先生と過ごした1年半、特に中学1年生という時期での経験は、現在の私が形づくられていくうえで非常に重要なものだったと思っています。疋田先生は夜遅くまでとても熱心にテニスの指導をして下さいました。小学生の時はテニスを遊びに近い状態でしかやったことがなかった私に、テニスを始め
(マ)、スポーツは頭を使わなくてはできないものだということ教えてくださったのが疋田先生です。また、先生は「実際に球を打つこと」を重視し、1年生の時から多くの球数をこなすようにして下さいました。練習試合も多く組んでくださったり、合宿を行ってくださったりといった、沢山の経験を積ませて下さいました。そしてこれらの経験は、高校生になってから大いに活きました。多くの球数をこなしたことで安定したストロークが身につき、それにより私は試合のメンバーに入ることができました。また練習試合へ多く行ったことは、試合慣れたことは勿論でしたが、それまで1人で電車を使ったことがなかった私に、電車で色々な場所へ行くという行動力をつけてくれたのです。中学の段階での合宿の経験があったことで、高校で合宿に行った時に他の子よりもスムーズに行動ができました。

勉強においても同様のことが言えます。疋田先生の授業は、その場限りのものではなく5年経った今でも残るものです。先生が教えてくださった、BTB溶液の色の変化・火山岩と深成岩の覚え方は忘れることができませんし、光の屈折が水の中でどう起こるかの説明方法は、誰にでも分かる画期的なものでした。リービ

ッヒ冷却管やエイレイカ管や駒込ピペットといった実験器具の名称、疋田先生の手書きのイラストと一緒に頭に残っています。先生の手書きのプリントは私にとってとても大切な宝です。

疋田先生は生徒と真正面から向き合ってくれたい先生です。生徒の行動や態度に時に対して時に厳しくしかるのは、その子のことをまっすぐに見て、正面からぶつかっていたからだと思います。疋田先生の後に部活動で主に指導して下さった先生は、レギュラーの人とそれ以外の人で態度が違ってしまう面があったのに対し、疋田先生にはそれがありませんでした。

私は疋田先生が与えてくれた数多くのものに、深く感謝しています。」

⑤ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲121

「私は平成11年4月に小平市立小平第五中学校に入学してから、平成14年3月に卒業するまでの約3年間、疋田先生にお世話になりました。主に理科の授業でお世話になりましたが、その授業はとても分かりやすく、なによりも生徒たちに理科に対する興味を強く持たせるユニークな授業だったと思います。

陳述するにあたりまず、私の家族構成を述べておきます。母、私（長男）、次男（一学年下）、三男（四学年下）の4人家族です。2人の弟も同じく小平五中に通っていましたので、当時の学校の様子、実態を分かる範囲で出来るだけ詳しく述べていきたいと思います。

①、平成15年9月25日の要望書について

三男が当時、一年生でした。

母はこの要望書をこの平成20年1月まで見たことも聞いたこともなかったと証言しています。この要望書を見た母は200件以上の苦情や意見という記述について、当時を振り返って考えると先生を擁護する意見がほとんどで、苦情は少なかったんじゃないか、苦情はあったとしても一部の人間が多く出していたのでは、と証言しています。私も三男も疋田先生の授業を受けていた当時、その授業につ

いて母におもしろい授業だったと話していましたし、母も近所の保護者たちから
疋田先生の評判は聞いていました。

そして母が聞いた近所の噂では、PTAの一部が校長などと結びついて疋田先生を辞めさせようとしていて、周りの保護者は黙っているだけだったということでした。噂ではありますが、当時のPTAにはそういった雰囲気があったのは間違いないようでした。母はこの要望書について言葉の端々を少しかえて事実をねじ曲げてないか、これならみんな悪者にされてしまうのではとも証言しています。三男の友人で当時一学年の各クラスにいた数名（当時ソフトテニス部に所属していた者も含む）にもこの要望書を見てもらいましたが、ソフトテニス部の項目、授業中の項目には事実と異なることが多数あることがわかりました。彼らが覚えている範囲での事柄をまとめると次のようになりました。

- ・ソフトテニス部の項目については、部に所属していた生徒は皆、見たことや聞いたことがないものばかりだと証言している。

- ・授業中について

「① 平成14年度1学期から、一年生の授業中にたびたび「市教委、教育長、校長が悪いんだ。おれは悪くない」と攻撃的な口調で話していた。そのためにたびたび授業が30分以上もつぶれた。その間保護者より「やめて欲しい。」と苦情が殺到し、「もうやらない」と謝罪したにもかかわらず、何度も繰り返し授業をつぶしている」

や

「② 平成15年1学期中に1年生の理科の時間で①と同じことをやっていたので保護者が直接学校に抗議をしたりすると翌日の授業で「誰の親が自分を批判したのか。自分には弁護士が二人もついていると親に言っておけ。」と生徒たちをおどすようなことを言った。」

といったことは実際なかった。

「③ 車通勤の件で注意され教頭先生とのやりとりをボイスレコーダでひそかに

録音し、授業中に生徒たちに聞かせた。」

これについては授業中ではなかった。

「⑤ 毎回テストの点数を読み上げながら返却していたので、病欠のため0点だった生徒がこれをきっかけに不登校になった。」

私が在学していた頃は、欠席の生徒の点数は読み上げることはなく、平成14年当時は、点数は読み上げていなかった。

「⑩ 教科書や他の理科教師たちとかけ離れた授業なので、受験がとても心配だという声が毎年多数あがるが、指導方法は全く改善されていない。」

「⑪ 学年が変わり、理科の担任教師が変わると、「理科の授業がこんなに穏やかなものだ」と初めて知った。」と子供たちが親に訴える」

私も三男も疋田先生の授業を受けていましたが、前述のとおり、おそらく分かりやすい授業だったので、受験が心配だというのが多数あがったというのには疑問です。受験当時の周りの生徒には心配だと言っていた者はいなかったと思います。⑪のような訴えは、悪い意味の訴えではなく、疋田先生の授業が他の先生方の授業と比べて衝撃的であり熱い授業だったからではないかと思えます。

要望書 要望 の「これらの苦情や生徒が実際に親に訴えた事柄は、ここ2、3年の内容です。」という記述について

私は平成14年3月まで在学していましたが、卒業までの疋田先生、周りの生徒、保護者など学校の雰囲気を考えるとこの記述には疑問を感じます。この文章が出されたのが平成15年で、私の卒業が平成14年であるからであり、前述のようにいくつかの疑問もあるからです。私が平成14年3月に卒業するまでに、疋田先生の指導方法が問題にされたことは記憶にありません。次男が三年生に進級する平成14年4月に澤川校長、岡崎教頭は赴任してきました。このときから、徐々に学校の様子が変になったと、次男は証言しています。その一例が、兄弟3人が在籍していたバスケットボール部ではっきりしました。

②、バスケ部について

平成15年4月私、次男がお世話になった顧問の■■先生が、車での通勤禁止を固辞したため異動になりました。三男が入学した春のことです。顧問がいなくなり、後任もいなかったことからバスケ部の顧問は澤川校長と岡崎教頭が担当しました。

三男は入部してもしばらくバスケットシューズ（バッシュ）を用意できず、練習のたびにバッシュを買ってくるよう言われていました。金銭的に余裕がなかったため、すぐには用意できませんでした。ようやくバッシュを購入し練習に行き始めましたが、突然、顧問の岡崎教頭より一年部員のバッシュの使用禁止を命じられました。三男も母も戸惑い、理由を何度か訊ねました。しかし、明確な返答はなく、苦勞してバッシュを用意した母も怒りました。それまでも■■先生がいた頃にはなかった連絡漏れや理不尽な部の対応もあって、三男は退部しました。そのころのバスケ部はいわゆる土台がなく、ガタガタでした。なにより部の生徒たちが不安に陥っていました。

そういったことから顧問であった両者は教育者として適正を欠いているのではないかと考えます。

③、当時の生徒（一年生）の様子、三男やその友人が目撃した疋田先生と澤川校長、岡崎教頭のやりとり

生徒たちは、「なんでジョニー（疋田先生）がクビになるのー、向こう（澤川校長、岡崎教頭）の方がわるいの、ジョニーは校長に嫌われていたんだ・・・」など男女問わず言っていたそうです。（三男証言本人の言葉通り）

離任式の日には、ソフトテニス部に所属していた当時一学年の生徒たちは、「ジョニーを返せ」と繰り返し叫んだと本人たちは言っていました。

つまり疋田先生は生徒に慕われていたのではないかと考えられます。

そして、三男は平成16年4月の離任式のあと、校庭で疋田先生がソフトテニス部の生徒と話していて、それを邪魔をするかのように岡崎教頭が「部外者は帰ってください」といったニュアンスで何度も疋田先生に話しているのを、目撃し

ていました。足田先生が免職になる前から、三男は職員室前で足田先生と澤川校長が言い合いをしているのをたびたび目撃し、三男が感じた印象は澤川校長がグチグチと嫌みっちらしく言っていたといえます。

当時在学していた者に直接話を聞くと、ずいぶんと学校側（当時の澤川校長、岡崎教頭）によって、事実をねじ曲げられていることがわかります。生徒たちから慕われていた教師を生徒たちから遠ざけたのです。

これらの事が、足田先生が分限免職になったことは間違いではないかと判断する一助になれば幸いです。」

⑥ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲122

「1. このたび、私こと■■■■において、陳述書を提出することをお許しねがいます。

2. まず、僕と足田哲也先生との関係は平成11年4月に小平市立第5中学校入学してからの理科の授業の担当教諭です。

3. ここで、処分内容にある、ギター、ステレオ、アンプ、スピーカーはすべて授業で使われていたものです。五年近く前のことですが、そのときの内容を覚えている範囲で書きたいと思います。まず、植物の分野ですべての範囲を終えて、余った授業で喜納昌吉の「花」をこれらの道具を用い歌ってもらいました。そこで歌と共にその歌の成り立ちを教えてくださいました。また美輪明宏の「よいとまけの歌」を歌ってくれ、この歌に象徴される昔の日本を教えてくださいました。このように、これらの道具から、僕たちは教科書では学ぶことはできない大切なものを教えて頂きました。

また、足田先生のこの授業のスタイルで理科という学問に興味を持った生徒は僕を始めたくさんいると思います。足田先生は個人のためにこれらを持ち込んだのではなく、生徒のために持ち込んだものであることは明らかなことです。

次に大量のプリントについて、足田先生の授業はプリントを使った授業形式で

行われていました。毎授業プリントを配られ、また、そのプリントは学年の全員に配られていたためにその量が多量になるのは理解できます。

また、そのプリントの内容はとても濃いものであり、都立の理科入試には十分すぎるものでした。

これらの道具が一因で疋田先生が分限免職になるのは僕にはおかしいことだと思います。

4. 車通勤の件では少し疑問に思うことがあります。この無届けで行うという部分では僕は卒業していたため、詳しくはよくわかりません。しかし、僕が在学していた当時はなんの問題もなくやっていた疋田先生が校長が変わると共に急に無届けとなり車通勤ができなくなったというのは、とてもおかしい話だと思っています。

5. 現在、僕は国立筑波大学に通っています。そして、将来も工学という形で理科を用いた職業に勤めたいと思っています。それも、中学で疋田先生に理科の楽しさを教わったおかげだと思っています。

勉強において大切だと思うのは、楽しむこと、興味をもつといったものだと思います。教科書を読んだだけでは、これらのものを得ることはとても難しいことです。

また、疋田先生は卒業したあとでも、いろいろなアドバイスをぼくにくれました。卒業したあとでも疋田先生は親身になって相談に答えてくれるとてもいい先生です。

そんな先生が、納得のいかない理由で分限免職となるのはおかしいことだと思います。現在、疋田先生は私立で理科の担当として何の問題もなく、勤務していると聞いています。

そして、疋田先生にはこれからも、教師をしてもらいたいと僕を始め多くの卒業生も思っているはずです。」

⑦ 小平5中時代の生徒 ■■■■ (生徒A) さんの陳述書 甲162

「疋田先生がやめさせられた理由に自分のことが載っていて、このことが問題にされたこと、しかも僕の話した事実内容と全く違っていたことに驚きました。

疋田先生が研修のために小平五中に来なくなって2ヶ月くらいたったころ、学校で五中の先生から呼ばれてその話を聞かれて、そしたら市役所に話しに来てくださいと言われて話しに行きました。僕が話した内容、つまり事実は次の通りです。

『疋田先生は僕たちソフトテニス部の顧問としての指導に熱心でした。土曜日など大会のない日はまる一日練習指導してくれました。昼食は理科室でとり、その後ミーティング形式で、ソフトテニスの指導ビデオを見せて練習方法や技術の解説してくれました。

平成15年3月1日の土曜日も、午前練習の後、理科室で昼食を食べ終わり、疋田先生が来るのを待っていました。僕は当時1年生でしたが、そこには2年生も含めて男女30人くらいがいたと思います。僕が缶ジュースのプルトップを開けてちようど飲もうとしたときに、両手にいっぱい印刷物(ソフトテニスの技術指導解説用プリント)を持った疋田先生と2年生の女子が入ってきました。

疋田先生は僕に近づくと「缶ジュースを持ち込んでいいのか?」と言いました。僕が周囲の2年生男子達に「えっ、いけないの。いいんですよ。」と言うと、先生は「今週ずっとだめだって言い続けているだろう。」と言いました。僕が「聞いてないよ。」と言って飲もうとすると、疋田先生は足払いをしました。僕はうつぶせに倒れましたが、缶ジュースの中身をこぼさないように持っていました。

すると疋田先生は僕の頭の上に足(靴をはいたままですが、その靴は上履きで、柔らかいデッキシューズでした)を乗せ、「活動停止にならないように、早く捨てて来い」と言いました。僕は「すみません。」と言って、理科室から外のゴミ捨て場まで走っていき、缶ジュースを捨てて、すぐに理科室に戻ってきて「ゴミ

箱に捨ててきました。飲んでいません。」と言い、ビデオを見て、疋田先生の解説を聞きました。』

だから、僕は疋田先生から殴られていないし、踏まれたというよりは、むしろ頭の上に足を乗せられたという感じで、しかも3秒程度でした。また、疋田先生が履いていた靴は柔らかい上履き用のデッキシューズでした。

学校への缶の持込みは禁止されていましたが、僕はあまり意識していませんでした。この件は全部自分が悪いので、疋田先生からされたことは全然気にしていません。」

⑧ 小平5中時代の生徒 ■■■■ (生徒A) さんの陳述書 (二つ目) 甲253

「疋田先生がやめさせられた理由に自分への体罰のことが載っていて、このことについては、地方裁判所にも陳述書を出し、また、裁判所でも証言をするつもりでいました。」

裁判所の判決や、相手方が出している資料には、自分の経験と違うことが改められていましたので、また陳述書を出させていただきます。

まず、3月の部活ミーティングの時に床に転ばされた件ですが、まず自分は疋田先生に殴られてはいません。なぜ自分が殴られたことになってしまったのかは、分かりません。自分から、このときに「疋田先生に殴られました」と誰かに言ったこともありません。

「足払いで倒された」ということになっていますが、柔道の技のような足払いをかけられたわけではなく、気がつく「コテン」とやられて、あれ?みたいな感じで倒れていました。パタンと倒れるというより、バランスを崩しながらおっとっという感じで倒れ、気がつく「あれ?何で倒れているんだろう?」という感じでした。このときに飲んでいた缶ジュースは倒れたときにはこぼしていません。

顔を踏まれていたのは確かですが、「押しつけられたJ」という覚えはなく、「痛くなかった」ことははっきり覚えています。ソフトテニス部のみんなの反応も、疋田先生の体罰にびっくりするというよりも、なごやかな雰囲気でした。

最初は、自分はなんで怒られているのか分かりませんでした。というのも、自分はジュース禁止の規則を勘違いしており、「ジュースがダメ」じゃなくて「炭酸がダメ」だと思っていました。なお、このときに飲んでいたのは「ファンタトロピカノル」です。

自分は、「疋田先生は顔を踏んでひどいことをするな」ということはまったく思いませんでした。「いやな先生だな」ということも思いませんでした。以前か

ら、指導が厳しい先生だとは思っていましたが、嫌な先生だとは思っていませんでしたし、顔を踏まれたときも嫌な先生だとは思いませんでした。

このときは、疋田先生から「缶を持っているところを誰かに見られたらまずいから、はやく捨ててこい」と言われて、すぐに1階にある缶捨て場所に捨ててきました。ジュースの中身はあまり残っていなかったのも、そのまま缶捨てに捨てました。

このときの自分が疋田先生から顔を踏まれたことについて、相手側の資料では「自分と同じ2年5組でソフトテニス部の生徒Eに連れられて、校長室に行き、校長先生にこのときのことを話した」となっていると聞きました。

しかし、自分は、疋田先生に顔を踏まれたときのこと、校長先生に話をしたことはありません。もちろん、同じクラスのソフトテニス部員と一緒に校長室に行ったということもありません。同じクラスには、男子ソフトテニス部員はいませんでしたし、女子部員は■■■さん、■■■■さんの2人がいましたが、自分とは接点はなく、2人のどちらから説得されて校長室に話に行くような間柄ではありませんでした。

なお、校長室に自分が入ったことがあるのは1度きりで、それは3年生の時の面接練習の時が最初で最後でした。それ以前にもそれ以後にも校長室に入ったことはありません。校長室横にあった「ご意見番」ボックスにいたずらをしたことはありませんが、校長室の中に入ったのは面接練習のとき1回だけです。

校長先生とは、校長室以外で話をしたことはありません。また、教頭先生とも話をしたことはありません。

ですから、相手側が言っている「自分が校長室に行って、校長先生に疋田先生の体罰の話をした。そのときに岡崎教頭先生もいた」というのはどう考えてもおかしいのです。

なお、11月ごろに母親と一緒に市役所に行ったことははっきり覚えています。そのときには名前も知らない偉い人に、自分が疋田先生に倒されて顔を踏まれたことを話しています。このときにいたのは、自分の話を聞いた人と、メモをする係の人だけでした。校長先生や、教頭先生はいませんでした。

自分が、疋田先生に顔を踏まれたときのことを話したのは、このとき、市役所に行ったときだけです。そのほかの時には話をしていません。

なお、3月のこのことがあった直後には、自分は母親に疋田先生に顔を踏まれたことについてちょっと話をしましたが、母親は「へえ」と言うくらいで特に反応はありませんでした。

話はちょっと変わりますが、夏休みの自転車登校について、自分が1年生の時のことですが、澤川校長先生から自転車禁止命令が出ていたので、部活には歩いて出ていました。部活をやっていたら気分が悪くなったので、自転車ならば10分で帰れるところを30分かけて帰りました。家には何とか帰り着きましたが、家についても気分が悪くてずっと寝ていました。夕方の6時か7時に母親が帰ってきてから、母親に連れられて病院に行きました。熱中症だと言われて、点滴を打っ

て1時間くらいで帰ってきました。

なお、1学期の最後の日に、校長先生が「自転車で学校に来るのはいけないが、帽子をかぶることは許可します」と言ったことは覚えています。

今回の裁判では、校長先生は、「自転車通学を禁止して熱中症で具合が悪くなった生徒はいない」と言っているとのことを見ましたので、そうではないこと、自分が自転車で帰れなかったことから熱中症が悪くなって病院に行ったことがあることがありますので、校長先生が違うことを言っている証拠に、そのことについても書いておきます。」

⑨ 東久留米西中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲48

「学校教育において教師が各自で購入した教材、および自作の資料を用いて授業を行っている実態について」

「上記の件について私、■■■■が以下に陳述いたします。

学校教育において教師が各自で購入した教材、および自作の資料を用いて授業を行っている実態について、私の経験と記憶の限りではありますが挙げさせていただきます。

小学校・担任の教師が市販の歴史漫画等を自費で購入し、社会科(歴史)の理解・興味を深めるために教室においていたこと

中学校・各クラスの担任の教師が音楽祭の練習に自前のキーボードを持ち込み、各パートで練習できるようにしていたこと

・理科の授業で、担当の先生が自作のプリント・自作の実験道具・テレビ番組を録画したビデオを用いて、生徒にわかりやすい文章、言い回しで説明したり、視覚的に印象を残すことで理解・興味を深めようとしていたこと

高校・物理の授業で理解・興味を深めるために、自作の実験道具を用いていたこと

大学・大学教授が集積回路の講義で、集積回路の集積化の歴史を文章だけでなく、視覚的に印象を残すことで理解・興味を深めようとしていたこと

・大学教授が講義でテレビ番組を録画したビデオ、市販のビデオを自費で購入して理解・興味を深めようとしたこと

以上、簡単ではありますが挙げさせていただきました。実際では児童・生徒・学生の気づかないところで教師が自費で購入した教材が使われていることが考えられます。教師が自費で購入した物を教材として用いる理由といたしまして、用意されている教科書・教材等では生徒側に表面的な内容を伝えるだけであって、それ自体では大きな魅力があるわけではありません。教師としては、いろいろな方法を用いて少しでも生徒に興味を持ってもらえるよう試行錯誤していることが考えられ、多くの場合は自作のプリントを作り、生徒にわかりやすい言い回しや教科書では載っていない事例を紹介したり、テレビ番組を録画したビデオを用いて視覚的に印象を残して興味・理解を深めるといった方法がとられており、これが最大の理由と思われます。

足田先生の場合におきましては、生徒に少しでも興味を持ってもらえるよう毎回の授業で自作のB4両面プリントを1～2枚配布しており、また私費で購入した教材ビデオや、録画した教育番組や映画を編集した自作編集ビデオを理科室で数多く見せてくださり、私達生徒は理科に対する向学心を高めました。また学校行事においても積極的に取り組み、音楽祭ではキーボードとそのためのスピーカー、部活動では移動ネットなどを自費で購入して支障が生じないようにするなど、足目先生は非常に指導熱心で情熱のある方であります。

今回、理科準備室にダンボール・私物を持込んだとして問題となっておりますが、プリントを毎回の授業で1～2枚配布していること、ビデオ教材を数多く見せてくれたこと、その資料が3学年分であること、作成したプリントやビデオの元資料やその他の関連資料等、それだけで相当な量になり、私の知る限り、大量のダンボールの大半はそれらのものが入っているという点をご考慮いただけるようお願い申し上げます。

最後に、私から個人的なお願いを申し上げますと、足田先生には中学3年間理科を教えていただき、またソフトテニス部の顧問でありました。その熱心なご指導により、部活動では全国大会・関東大会に出場するなどの貴重な体験をさせて

いただいたこと、授業では理科に興味を持たせていただいたことで科学の道を志し、現在では大学院の工学研究科に所属し日々研究に取り組んでおります。ぜひ、情熱を持って生徒に接することができ、また夢を与えることのできる足田先生を現場に復帰できるよう重ねてお願い申し上げます。

⑩ 東久留米西中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲84

「私は、昭和63年4月に東久留米市立西中学校に入学し、平成3年3月に卒業しました。

中学の3年間、軟式テニス部(現在ソフトテニス部)に所属し、足田先生には、顧問の先生として、お世話になりました。

私が、軟式テニスを好きになった事、上達出来た事は、足田先生に指導して頂き。支えて頂いたからです。

当時は、叱られた事もありましたが、私達のことを考えてのことで、足田先生を信頼していたので、やはり先生を頼り、練習をしました。

生徒の事を考え、熱く指導してくれる足田先生、一生、先生であり続けて欲しいです。

私の心の中にも居続けてくれる先生です。」

⑪ 東久留米西中時代の生徒 ■■■■・■■■■さんの陳述書 甲85

「1988年から1991年まで東久留米市立西中学校で、足田先生に担任として及び理科の先生としてお世話になりました。

先生は非常に熱心で、授業は非常に面白くまたわかりやすく、また、授業以外にも様々な事に挑戦する事を奨励し、勉強だけでなく人間として成長する事に対して、親身にまた時に厳しく教えてくださる、西中では非常に貴重な教諭だったと思います。その実例を以下に示します。

1. 学級文庫…ご自身の蔵書の中から、中学生でも興味を持ってまたわかりやす

く親しみやすくなるよう、歴史・文化についてのマンガを学校に持ち帰り自由な状態で、教室内に本棚を設置し、ご提供いただいております。具体的には、三国志・夕焼けの空・鎌倉ものがたり等、歴史・文化を学ぶ為の良い教材になるものばかりでした。

2. 今週の歌…先生は授業後のホームルームの時間に、週替りでフォーク・ジャズ・ポップその他様々なジャンル・世代から、先生のギターの弾き語りを交え、
教えてくださいました。

声を出して歌を歌うことですっきりするばかりか、自己表現の訓練 及び 幅広い
文化的素養を身につけることができました。

3. マラソン大会…何にでも熱心に教えてくださる疋田先生の良い事例の一つ
ですが、マラソン大会前、どうすれば速く走れるか、どうすれば長時間体力が持
続するか、どこでどういう精神状態になるか、等々、科学的根拠を交え、教えて
くださいました。当然の事ながら、様々な自作資料をご用意して頂いておりました。

4. 合唱コンクール…これも同様。「自信をつけるにはまずは回数。コンクール
までに100回歌うぞ。」という先生の号令の元、半信半疑、練習しましてまし
たが、練習を重ねるに従い自信がつき、クラスの一体感も醸成され、良い思い出
になった。

5. 理科の授業…ビデオ、自作プリントを交え、非常にわかりやすく、またご準備
頂いているプリント（の面白さ・作成のご苦勞を思い）、何としてみついでい
きたくなるような授業だった。また普段見れない液体窒素を使った超伝導の実験
は非常に印象的だった。

6. 大学受験時の進路相談にも親身になって頂いた。

7. 長期休暇のわかりやすい目標設定…休暇中に何をすれば何ポイント（例えば
朝6時に起きたら何ポイント、プールに行ったら何ポイント、本を一冊読んだら
何ポイント等々）といった点数表を頂き、遊び・勉強、とにかくいろいろな事に

挑戦したくなるような目標シートを頂き、それに取り組んでいた。

8. 今月のMVP…毎月クラスで活躍した生徒の中で誰が一番活躍したか、皆で投票し、勝者に景品をくださった。クラスのメンバーの為に貢献しようとする風土が出来上がっていたと思います。
9. 体育祭…ご自身のラジカセに爆風スランプ「ランナー」を入れ、頑張る気持ちを盛り上げてくださりました。
10. 生徒会…とにかく、主体的に物事を考え、進めていく事の重要性を思い知らされました。校則をどう変えるのか、どこに問題があるのか、自分たちはどうしたいのか、等々、先生がいなければ、これらを「主体的に考える」ということは難しかったと思います。
11. 高校受験…メンタル・フィジカルともに、どうすればベストを尽くせるか、これもマラソン大会同様、教えていただけたとします。

先生は、上記のようにとにかく幅広く、熱心で、タフで、なかなか中学教師にはいない、貴重な存在です。是非様々な家庭環境の子がいる公立中学校で、これからも教師を続けていって頂きたいと、心から願っております。

⑫ 東久留米西中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲124

「私は平成元年五月に東久留米市立西中学校に転入し、同中学を卒業する平成三年三月まで、疋田先生から理科を教わりました。私が中学三年生であった平成二年度にはクラスの担任としてお世話になりました。

先生は常に生徒一人一人を大切に、とても熱心に指導してくださいました。私は先生から学ぶ理科の授業がとても楽しみでした。毎回先生が準備する教材のプリントやビデオは科学に対する興味と理解を深めました。私が中学卒業後に理工系に進むきっかけとなり、今の仕事への道筋を開いてくださったと思っています。

疋田先生はクラスの和を大切に考えてくださいました。学級活動の時間に先生が紹介してくださる「今週の歌」を楽しみにしていました。先生は毎週、歌詞が

書かれたプリントを準備して、クラス全員に配布しました。教室で歌を鑑賞し、歌詞の意味について皆で考え、歌った和やかな雰囲気が思い出されます。

中学卒業後の進路選択につきましても、先生の適切な助言を頂き、希望校に入学できました。その後、大学進学を経て現在の仕事に就いていることは、恩師である疋田先生との出会いがあったからと感謝しています。今でもその時の気持ちを忘れずに毎年賀状を送り、先生からも頂いています。

疋田先生が今までに沢山の子どもたちを教育してきたその豊かな経験を活かして、今後も未来ある子どもたちのために、疋田先生には永く教育者として携わって頂きたいと心底願っています。」

⑬ 中村中時代の生徒 ■■■■■さんの陳述書 甲87

「私は小学校から大学まで色々な先生に出会い、習いましたが、疋田先生程、生徒に親身になってくれる素敵な先生に出会った事はありません。まさに金八先生の様です。

先生はいつも物事を生徒の身になって考え、生徒と一緒に行動し、生徒の支えになってくれます。

私が中学校のときは、担任の先生ではありませんでしたが、理科の授業を受け持って下さいました。中学生にとって理科は余り興味がなく、普通つまらないものだと思います。しかし、疋田先生は生徒の興味を引くように、様々な自分で作成したテキストや教材をわざわざ作って下さり、勉強を楽しい事に変えて下さいました。疋田先生の物が多いのは、自分で色々作成しているからだと思います。また理科に音楽は関係ない事のように思われますが、ギターをひいて皆にわかりやすい様な解説をして下さる時もありました。この様な感じの授業では当然物が多くなってしまいます。学校側は生徒1人ひとりにあつた教育をするならば、教師も1人ひとりと考え、個人を大切にすべきだと思います。教師の荷物が多くなるのは仕方がない事なので、場所を提供すべきではないでしょうか？また、疋田

先生が辞めさせられてしまった学校より、その前の学校で何十年の同じ様に働いていたのに、何故今回だけこの様な目に合わなければならないのでしょうか。
私が、担任の先生ではなかったのに、疋田先生のことには一生けん命になるのは、担任の先生よりももっと何でも相談やお話がしやすかったからです。現に、大人から見れば本当につまらない相談にしょつ中のってもらっていました。普通の大人の先生から見れば、バカにされる様な相談事でも、疋田先生はバカにしたりせずに、一つ一つちゃんと答えて下さいました。疋田先生は常に生徒の目線に立ち、物事に一緒に立ち向かって下さる、とても素晴らしい先生です。

つまらない授業をいかに中学生に教えられるかということは、とてもたいへんな事です。中学生はまだ子供だと大人は思っていますが、中学生は自分で大人だと思っているので、そこがまたたいへんです。世の中には非行に走る様な生徒が多くいますが、その一因として学校に行く事や授業がつまらないということがあります。私の同級生にも、そういう人がいました。

そういう人達でも、何かきっかけがあったり、生徒と同じ目線で話せる先生に出会うと人生が変わります。疋田先生は、生徒一人ひとりの気持ちを考え、接してくれるので、生徒の心まで入りやすい先生です。また打ち明けやすい言葉や状態にして、話しを聞いて下さいます。ただ話しを聞くだけではなく、それはどうしたらいいのかアドバイスを下さいます。

このように、一般にはいらっしやらないタイプの先生なので、それを辞めさせてしまったということが、非常に残念でなりません。

どうか日本の将来を担うこれからの中学生に、少しでも疋田先生を担当させ、明るい社会に貢献できるようにお願いします。」

⑭ 中村中時代の生徒 ■■■■■さんの陳述書 甲118

「私は、4年前より 公立小学校の特別支援学級で講師をしております。そこで出会った 子供たちは、ダウン症、自閉症、多動、学習障害、プラダウリー症候

群・・・と様々。彼らと奮闘しながらも、共に学び 時を過ごせる喜びをかみしめる日々を送っております。子供たちの純粋な瞳と笑顔を見る時、思い出される先生がいます。それは 疋田 哲也先生です。

中村中学校で疋田先生と出会い、私は教師になることを決心しました

中村中学校時代の昭和56年に、軽音楽部の活動を通して 顧問であった疋田先生と出会いました。当時、先生は訪問学級の担任をされておりました。特に印象に残っているのは、先生がご指導されていた生徒の■■君のことです。先生は学習指導のみならず、ご自分で楽器を演奏され 音楽の楽しみを分かち合ったり、一緒にお風呂に入ったり、深い愛情をもって ■■君との時間を過ごされていました。クラブ活動の中で、今日は ■■君と どんなことをしたかというお話をよく聞かせてくださいましたので、強く印象に残り よく覚えているのです。

一度も会ったことのない ■■君でしたが、先生を通して なんだか すっかりお友達になったような気がしていました。また、こんなにやさしくて 楽しい疋田先生が訪問してくださり、一緒に勉強できるゆう君がうらやましいなあと思っていたのでした。そのゆう君が、学校の文化祭に来ると聞き、是非 案内をしたいと申し出て、先生と■■君と 一緒に校内を見て回ったことが思い出されます。車椅子を押し 背後から■■君の耳元に顔を近づけて、いろいろお話されている先生の横顔は、本当に優しそうでした。また、■■君も楽しそうに一日を過ごしており、まだ13歳だった私の心にも、■■君が 先生に信頼をおいていること、先生のこと大好きなことが伝わってきたのでした。心を通わせて、なごやかにお話をしている二人の姿を背後から見つめていた私は、「いつか 私も疋田先生のように、障害と共に歩んでいる子供たちの先生になりたい。先生のような 熱心で、生徒の思いを受け止め、また 希望をかなえてくれるような先生になりたい」という夢が、沸々と心の中に湧き出てきたのでした。

疋田先生は、希望を叶えてくれる先生です

・・・そうです。疋田先生は、本当によく生徒の話に耳を傾け、希望が叶う

ように協力してくださる先生でした。バンジョーを弾いてみたいとお話すると、早速、ご自分が持っていらっしゃるバンジョーを学校に持ってきてくださり、弾かせてくださいました。ギターを買いいたいというと、すこしでも安く よいギターが買えるようにと、貴重なお休みを返上して、御茶ノ水にある楽器店まで連れて行ってくださいました。先生は、生徒のためできることは、何でも惜しみなくしてくださいました。

疋田先生は私財をなげうって、生徒が本物に触れる体験ができる環境を整えてくれました

部活動に必要なもので 学校にないものは、ご自分の大切にしているものでも持ってきてくださり、思う存分使わせてくださいました。今思えば、当時 弾かせていただいた バンジョーもギターも、そして音楽機材も 高価なものだったのです。本物に触れさせたい、実際に体験させたい、もっと子供たちの興味を引き出したい、もっと子供たちに考えさせる機会を与えたい・・・先生の熱心なご指導の意図されていたことは 当時まだ中学生だった私には気づかなかったことです。ただ、確かに 先生の 熱心な愛情あふれるご指導が、私たちの興味を広げ 新しいことに挑戦したいという気持ちを湧き上がらせてくれました。

現在、微力ながらも教育に携わる者として、当時の先生のご指導を思い出す時、それは 生きた教育、生きた学習に重きを置いた 新鮮なものであったと気付かされるのです。本物に触れる体験や経験を重視する授業には、時に多量の教材や物品が必要となります。その準備の大変さ、重要性、そして子供たちの興味が広がる授業を展開する難しさを痛感しております。今、改めて 先生のご指導に心から感謝しております。

疋田先生は不安定な中学校生活を送る生徒たちと真剣に向き合ってくれました

次々と 思い出が頭を過ぎっていきます。当時、中村中学校は かなり荒れておりました。問題を起こす生徒たちには、なるべく係わらないようにしようとす

る教師もいたのは残念なことです。しかし、疋田先生は、実に熱心に、真剣に、そして深い愛情をもって 落ち着いた中学生を送る生徒たちと向き合っ、まさに 日々彼らと奮闘していたのです。先日、久しぶりに 先生とお電話でお話しをしました。当時の生徒たちの名前や出来事をよく覚えていらっしやることに、本当にびっくりしました。思い出話に しばし夢中になりました。そんな中、先生方を梃子摺らせていた生徒たちと 今も交流があることを知りました。結婚式にも招待されたそうで、「成人した彼らと お酒を酌み交わしながら 昔話に花が咲いたよ。あの時はごめんなさいと 謝っていたよ。」と先生は 実にうれしそうにお話ししてくださいました。疋田先生の 深い愛情と、真剣に 生徒一人一人に向き合う姿勢は、当時 まだ10代だった彼らに すぐには受け止められなくとも、やはり心の奥深くに しっかりと届いていたのだなと 感動いたしました。成人し それぞれの立場で人生経験を積んだ今、当時を振り返り 改めて疋田先生のご指導に感謝したに違いありません。

疋田先生を目標に、私は日々の教師生活に邁進しています

疋田先生に教わったギターを弾いて 大きな声で子供たちと歌うとき、先生のことを思い出しては この貴重な先生との出会いに感謝しています。団塊世代の先生方が 次々と退職され、いささか心細いような教育現場です。これからも 疋田先生には 大いに活躍していただき、一人でも多くの子供たちに、チャレンジとインパクトを与え続けて欲しいと心より願っております。

⑮ 中村中時代の生徒 ■■ ■さんの陳述書 甲119

「今回、私の人生の中で始めて意見陳述書というものを書かせていただきます。

私には難しい文章など書けませんので、うまく伝えられるかわかりませんが、ただ今回のこの不当な処置に対し、大変憤りを感じ、拙い文章でも気持ちを伝えたく筆をとらせていただきました。

疋田先生との思い出はたくさんあります。合唱大会、文化祭、タイムカプセル

を埋めたことなど、多すぎて何を書いたらよいのか？と頭を悩ませましたが、私個人が一番感謝している事を書かせていただきます。

私は中学3年生の時に疋田先生のクラスになりました。1.2年生の時から疋田先生の授業を受けておりました。その授業内容はとてもユニークで、後にも先にも疋田先生のような楽しい授業はなかったと思います。私は、勉強は苦手で、特に理数系は大嫌いでしたが、今でもはっきりと覚えているくらいです。

疋田先生の授業を受けたことのある方なら、その内容はわかると思いますが、もし簡単に伝えるならば、最近よくテレビなどにも出演されている でんじろう先生の授業のような、頭で考えるだけではなく、身近にあるものを使ってわかりやすく教えてくれるものでした。従って、理科準備室には当時からたくさん授業で使ういろいろなものがあつたことも記憶しています。

そして、担任としての先生は、勉強に身の入らない私にご自身の教科外の勉強までみてくださる、とても熱心な先生でした。

当時、数学が苦手だった私に1冊の数学の参考書を私に紹介してくれました。

『数学が苦手な君へ』というタイトルからも、とても親しみやすいものでした。

それまで、勉強しなくてはという焦りから参考書を買ってはいましたが、買ってみてもその内容がさらにわからないので、本棚に飾るばかり。

しかし、その1冊の参考書から少しずつ勉強のやり方というものがわかっていったのです。

その後、疋田先生は勉強の進み具合を見るために、私と交換日記のようなものまで してくださいました。担任教師として、当然のことと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、たくさんの生徒がいる中で、たった一人の生徒の為に、こんなに親身になってくれた先生は、私の学生時代の中で疋田先生以外にはいません。

疋田先生は、決して生徒を見捨てることをしないのです。

全ての生徒にいつも全力でいてくれるのです。

常に生徒のことを一番に考えてくれる、生徒にとって理想の先生を、このような不当と思える処分にしてもよいのでしょうか？疋田先生のような方が、教師でなくなってよいのでしょうか？

どうか、私達の大切な疋田先生をこのような不当な処分ですぐ辞めさせないでください。

これからの日本の教育の為にもよろしく願います。」

⑩ 中村中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲123

「私は中学生時代の三年間、疋田先生に大変お世話になりました。

1985年4月に練馬区立中村中学校に入学し、担任の先生ではなかったのですが、理科の先生、部活動の顧問の先生とて、とても信頼していた先生です。

まず理科の授業についてですが、他の先生方よりも熱心に楽しく教えて下さいました。教科書だけでは理解しづらい内容を、毎回わかりやすくまとめられた先生自作のプリントで補足しつつ授業をしして下さいました。その為、私は理科用のファイルを作っていました。又、楽しく勉強できるように、授業中の先生の質問に答えられた生徒にはゲーム感覚で「はい、正解。」と先生のノートにポイントチェックをされていたのも覚えています。不正解の場合でも、自ら発言をしたというポイントもあったようです。テストだけで成績が決まってしまう事が多い中、授業中の態度もしっかり考慮して頂けるのだと感じていました。疋田先生の理科の授業は楽しく丁寧で、20年以上経た今でも鮮明に思い出されます。

そして部活動についてですが、私は三年間、疋田先生顧問の軽音楽部に入部していました。部員の中で幾つかバンドを組み、文化祭はもちろん、年に数回は校内のどこかの場所を借りて頂き、発表の場を作っていました。年一回の文化祭だけでは練習にもやる気がおきませんし、音楽を楽しむ為の先生のお考えになる活動だったのだと思います。私が一年生の時、自分のギターを購入する事になったのですが、一人で楽器店に行っても選び方が分からず、先生に相談したところ、

わざわざ休日に楽器店まで連れて行って下さったこともあります。

普段の部活動の場は、音楽室が他の部活動で使用していた為、私達は理科室へ学期をその都度搬入し、練習していました。楽器や器材の保管場所は一階で、理科室は二階だった為、落としたら危ない重いキーボードやアップだけは二階に保管してくださいました。少しでも良い環境で練習ができるようにして下さいたのだと思います。当時、軽音楽部でバンド活動をする事に、一部の先生には偏見を持たれる方もいらしたようですが、疋田先生は生徒に公平に接して下さいましたし、偏見があるからこそ、部員に厳しく指導される事もありました。例えば部員が指定の練習時間を過ぎて暗くなるまで勝手に残って練習していた時、とても厳しく怒られていたのを覚えています。その時、初めてとても怖い先生の一面も知りました。暗くなる前に下校させようと先生が時間を決めていのにそれを破ったのですから当然です。三年生の時には渋谷区でのヤングサウンドフェスティバルで予選を通過し、本選の出場も実現できました。卒業後も個人的に音楽は続けてきましたし、今でも趣味として楽しんでいます。音楽を通じて沢山の友人もできました。

そして更に個人的な話になりますが、私には今でも連絡を取らせて頂いている先生が三名いらっしゃいます。小学校時代の先生、専門学校時代の先生、そして中学生時代の疋田先生です。両親以外の大人と親しく友達のように話し（ママ）ができた事で、学校の勉強以上の事を学ばせて頂きました。疋田先生のように「友達のように話す事ができ、厳しい面もある先生」には、なかなか出会えません。当たり障りのない先生よりも、ずっと信頼できます。今回疋田先生が教員を解雇されたと知り、とても驚きましたし、残念です。解雇理由にあげられている事については、正直なところ何が真実なのかは私には分かりません。けれど、少なくとも私がお世話になった中学生時代に熱心にご指導して下さいた事、私が楽しく授業を受けていた事、何より部活動を楽しませて下さった事に、今でもとても感謝しています。そして、色々な話をしり、怒られたり、一緒にライブをしたり、

卒業後に一緒にスキーにでかけたり、全てがとても楽しい思い出です。

以上、私の知っている疋田先生を、多少でもご理解頂ければと思い、陳述書として提出させていただきます。」

⑰ 中村中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 甲131

「私は練馬区立中村中学校1985年度卒業生です。

疋田教諭が顧問をする軽音楽部で三年間活動しました。

その中学生生活、家庭での生活状況は酷く、私は、正直非行に走りかけておりました。

そのとき、疋田教諭から、音楽授業とは違う「まさに音を楽しむ」ということを、軽音楽部というもので教えられ、音楽の苦手だった自分にも出来るということ、そして生きがいとなるものを与えて頂きました。

私は学校に行くことが楽しくなり、仲間も増え、仲間と共に力を合わせるとうことを教えて頂きました。

軽音楽部の音響機材や共有楽器等は疋田教諭が用意してくださったものだったと思います。

練習場所は理科室で、文化発表会での体育館発表以外に、疋田教諭の発案で、図書室や普通教室や屋上で毎月発表をしました。当時、バンドの数は20以上で、部員は60人を超えていたと思います。

屋上で発表したときには、一番前の席で校長先生が見て、終わった後、ほめてくださり、すごくうれしかったことを覚えています。

疋田教諭がいなければ今の自分は無いと思っております。

正田教諭からは、理科の授業とは別に、「人として、人を大事にすること」
「人間」そして「仲間」、これを一番に教えて頂きました。

37歳になる今も、一番の思い出は中村中学校での学生生活です。

この時代がなければ、人間として、まっとうに生きてこれたかどうかと、常々
思っております。

授業で教科書をなぞるだけの教師が多い現在、正田教諭は人間教育をできる教
諭として、非常に必要とされています。

正田教諭の免職処分の取り消しを、強く希望致します。」

〔3〕もと同僚・管理職の陳述より（4件）

上告受理申立人は、同僚の目からみても、また管理職の目からみても、極めて教育熱心であり、また同僚への配慮、人間関係づくりにも努力していたこと、さらに、管理職の教育者としての助言・指導を積極的に受け止めていたこと、また、同僚・管理職とともに、行事・教育実践研究に参加し、それらを積極的に担っていたことも、具体的な事実をもって説明されている。

- ① 中村中時代の同僚 ■■■■さんの陳述書（甲47）
- ② 中村中時代の校長 ■■■■さんの陳述書（甲83）
- ③ 中村中時代の教頭 ■■■■さんの陳述書（甲92）
- ③ 東久留米西中時代の同僚 ■■■■の陳述書（甲165）

① 中村中時代の同僚 ■■■■さんの陳述書（甲47）

「2、私は元公立中学校社会科教師で現在は退職し木版画の製作をしています。1987年(昭62)4月杉並区立和田中学校より練馬区立中村中学校へ赴任し、そこで

疋田哲也教諭と知り合いました。私は3年生所属となり疋田さんと同じ学年となりました。また校務分掌は生活指導部となってこれも疋田さんと同じ分掌です。疋田さんは翌年他校へ転勤されたので一緒に勤務したのは1年間だけでしたが、同じ学年、同じ分掌、また席も隣だったため、その働きぶりや人柄はよく知っています。

3、学校の教師の仕事は授業ばかりでなく、学校行事、クラス事務、クラブ活動など多岐にわたります。それらは公平に分担される訳ではありません。たとえば小さな子どものいる女性の教師の場合は普通負担が軽くなるよう考慮されます。

当時の疋田さんは3年のクラス担任、男子テニス部と軽音楽部の顧問、文化祭の学校全体の責任者などまた学年内においては修学旅行や卒業式の実行委員会などの担当でした。つまり学校全体の、学年の非常に重要な仕事をこなしていました。たとえば修学旅行などの実行委員会担当だと生徒と一緒に活動するばかりでなく、学年会や職員会議に提出する企画書を作成したりもします。膨大な仕事の量をまさにプロレトラーガーのようにこなす姿が印象的でした。教師の仕事は授業の準備、クラス事務などただでさえかなり忙しいのですが、疋田さんの仕事の量は特別多く彼の机の上は書類などで山のようになっていました。それは一見ごちゃごちゃと乱雑のように見えるのですが、必要な書類は必要な時にヒョイと取り出しているのを見てビックリしたのを覚えています。

学年の生活指導の中心も疋田さんでした。当時の中村中の3年は全体的には結構落ち着いていたのですが、一部には問題行動を起こす生徒もいました。疋田さんはそういう生徒たちの相談にも積極的にのり、その保護者の方たちからも深く信頼されていました。クラスのある男子生徒が家出した時には仕事の後7ヶ月もの期間、毎晩のように中村橋界限から埼玉の方までほとんど徹夜に近い状態で必死に探し回ったこともあります。

4、また疋田さんは文化祭の時には、軽音楽部やクラス演劇の指導をやっていました。この時私も学年有志の生徒の演劇の指導をしました。それでこの時のこ

とはよく覚えてし、ます。芝居をつくっていく時は当たり前ですが大道具、小道具、衣裳などいろいろ入り用なものがいっぱいあります。それらの中にはまた次年度以降も使えるものが少なからずあるのです。疋田さんはそれらを理科準備室あたりに置いていました。疋田さんは生徒思いで生徒のために非常によくがんばっていましたが、そればかりでなく同僚のこともよく考えてくれていました。私が中村中へ赴任した時などみんなの輪に入りやすいようさりげなく気配りのできる人でもあります。そういう人柄なので当時疋田さんは学校全体の親睦会の幹事もやっていました。

5、前述しましたように学校の教師の仕事は多岐にわたり普通にやってもかなりの量になります。クラブ活動などでは事故の心配もあり教師がずっとついているのが理想ですが、実務的な仕事も多くなかなかそうもいきません。そういう中で疋田さんはできる限り生徒について指導していました。個人の実務的な仕事は生徒を帰した後、夜遅くまで学校に残って、或いは自宅へ持ち帰ってやっていました。

6、現代の社会状況の中で学校の教師というのはなかなか大変なものがあります。生徒のため熱心がんばっている教師が簡単に辞めさせられることがあってはならないと私は思います。」

② 中村中時代の校長 ■■■さんの陳述書（甲83）

「Ⅰ、疋田教諭との関係

昭和56年4月から昭和60年3月に亘る4年間練馬区立中村中学校において校長として疋田哲也教諭の指導監督にあたりました。

Ⅱ、当時の練馬区立中村中学校の教育環境の特質

- (1) 普通学級（身障学級からみると健常学級という）のほかに中度の精薄学級訪問学級が併設されていました。
- (2) 昭和56・57・58年度文部省、東京都・練馬区教育委員会の「体力つ

くり推進の指定を受けていました。

Ⅲ、疋田哲也教諭が果たした役割

(1) 疋田哲也教諭は東京都の採用試験は理科として合格いたし、昭和56年4月に練馬区立中村中学校に着任いたしました。訪問学級担任となりました。訪問学級は病弱のため通学の出来ない子供のために家庭を訪問して学習指導を行います。当時の生徒は、進行性筋ジストロフィー、脳性麻痺、代謝不全症候群、心臓疾患などでした。疋田哲也教諭は死と直面した教育、生命尊重の原点の教育に熱心に取り組みました。このことに関連して、文部省、東京都・練馬区教育委員会指定、「体力づくりの推進」の全国研究発表の研究誌（昭和58年6月28日発行）に掲載してある一部を紹介します。

① 障害をもつ生徒の「体力づくり」—訪問学級—

訪問学級の生徒は、通学の出来ない何らかの障害、特に身体的な障害をもっています。障害の種類や程度は一人ひとりちがっています。しかしかれらに共通しているのは自分だけで行動することは困難であることです。この生徒達ほど「体力」が欲しいと思っている者はいないでしょう。一般的にいて、これらの生徒達の「体力づくり」とは、現在もっている「体力」をこれ以上なくさない努力であります。病気の進行をできるだけくい止めることであります。今私達の学級にはK君がいます。彼は「進行性筋ジストロフィーデュシャン型」と呼ばれる病気をもっています。彼の筋肉のうち、彼自身で動かせるのは手首から先だけです。平常はひじかけつきの座椅子で、座位を持続させることがやつのことであり、指先だけは動かせるのでこの筋肉が衰えないように留意します。また、坐りばあなしのための呼吸困難を防ぐため、正しい呼吸法を身につけさせることに留意します。このことを踏まえて授業のときは次のようにしています。

①なるべく指を使わせる。作文、計算練習、漢字の書き取り、図画工作などなるべく字を多く書く機会をつくります。

②正しい呼吸法を身につける。英会話、朗読、唱歌など発声の機会を多くする。ホ

ホワイトボード（教室の黒板のかわり）を高い位置にし、見上げる姿勢でゆっくり発声させる。ハーモニカホルダーを用い（腕がつかえない）演奏させる。（ハーモニカは吸う、吹くの両動作があるので最適である。）

授業以外に彼に接するのは入浴の時です。体は人一倍大きく肥満しているので母親だけでは絶対にできないので担任2人が手伝います。水（お湯？）の中では無重力状態になるので彼は自分で動くことができます。そこで普段動かしていない（動かすことができない）「手」、「腕」、「脚」、「足」を自分の意志で動かしてもらいます。「ボクシング」は、ジャブ～ジャブ～フック、ジャブ～jジャブ～ストレート、ジャブクロスを左右ワンセット行います。「水泳」はバックのバタ足をします。最後に「世界一周」と呼んでいる浴槽内一周（身障者用（2m×2m）を手すりにつかまりながら移動します。勿論、誰かが支えていなくてはなりません。彼は一生懸命やります。しかしこのことで彼の状態がよくなることはまったくありません。けれども彼は一生懸命やります。ただ自分の、体力をなくさないよう、筋力がまったくなくなる（心臓の停止）日が少しでも遅く来るよう努力しているのです。私達担任は彼の生命がけの努力に少しでも役立つようお手伝いするだけです。

(2) 疋田哲也教諭は昭和58年4月から普通学級（健常学級）の担当となり理科の学習指導、普通学級担任となりました。熱意をもって授業を行い、学級経営に取り組ましました。特に問題行動のある生徒に対しきめの細かい行き届いた指導を行いました。その実践報告の一例を次にあげます。

★問題行動のある生徒への取り組み

B君のこと 疋田哲也

B君は野球が大好きです。B君のお父さんも野球が好きです。お父さんはお酒を飲んで帰ってくると。「お前将来何になってもかまわない。だけど野球だけは続けろよ」と口癖のように言います。B君も1年生の作文に「僕は将来、どんなに弱くてもいいから野球部のある学校に行きたい」と書きました。B君のお母さんは

趣味をたくさん持っています。そのための費用を稼ぐためにパートに出ています。幼稚園の時からB君は鍵っ子でした。でも、少年野球に入っているから寂しくありません。中学2年生になるとB君は野球部のキャプテンとなりました。次の作文はB君が2年生になったときの作文です。

「2年生になりやったと思った。と同時に、何か目的をもたなくてはならない。どんな2年生になるのか、これは難しい問題だ。まず、第一に、自分たちがやられていやだったことを1年生にやりかえさないこと。第2に、1年生に会ったら自分から挨拶をする。第3に、クラブの仕事を全部1年生に押し付けない。第4に、後半から3年生は受験のため生徒会活動から抜ける。2年生の僕等が生徒会などでリーダーシップを摂らなくてはならない。これが一番難しい。頑張らなくてはならない。とにかく何事も積極的に取り組まなくてはならない」。ところが2年の終わり作文には次のようなことを書きました。「中学校生活で一番楽しい、行事の多い2年の学年がそろそろ終わると思うとあとは3年生になる。待っているのは受験といういまいまいしい戦いがある。そして、ただ1つの楽しみであるクラブ活動は夏休みの前に終わってしまうと思うとやはり受験地獄しかないのだ」。そして、とうとう2年生にクラブ活動の中心を引き渡すときがきてしまいました。今までは、クラブ活動のために帰るのが遅かったのであまり気にしていなかったのですが、夕方帰って午後10時頃までひとりぼっちになるのはすごく寂しく感じてきました。こんな時に、友達が夜公園に集っているのを知り誘われました。どうせ家に帰ってもひとりぼっちだと思い、友達と夜遊びをするようになりました。よくないと思いながらも、タバコを吸いました。みんなといると気がまぎれて楽しい気持ちになりました。ところが、他の学校の生徒と喧嘩をすることになってしまいました。学校のトイレでタバコを吸っているところを先生に見つかってしまいました。担任の先生は「タバコを吸ったことは君自身の問題だから自分で解決しなさい。まず、自分からお父さんに打ちあけるんだ。それができないときは先生が何とかしてやる。」といいました。けれども、結局は自分の口から言

えなくなって、担任の先生が家に来ることになりました。夜の11時頃、やっと両親がそろいました。お父さんは少しアルコールが入っているようです。担任の先生が一通り説明すると、お父さんはB君にタバコの箱とライターをB君に投げつけ怒鳴りました。「パパアの前で吸ってみろ、パパアはいつもタバコを吸うなとっているだろう。」B君も怒鳴りました。「先生の前だからってなんだよ。そんなこと聞いたことないよ」。しばらく沈黙が続きました。お母さんがいいわけを始めました。それをさえぎるかのように先生が言いました。「この際だからいいたいことを言ってしまえよ」。少したってB君がポンポン言いました。「ママに夕食を作って欲しいんだ。パパにも早く帰って欲しいんだ。それに」。B君の声は涙声でした。聞いているお父さんも泣いていました。「こいつがこんなグチをこぼすのは初めてなんです。先生どうしたらよいでしょうか」。先生が言いました。「お前は一生野球をやっていくんだろう。たかが受験くらいでなぜひとやすみするんだ。3年生はもう引退だって、冗談じゃない。試合に出られなくても体を動かしては。1・2年生と一緒に動いてコーチをしてみろ」。

次の日からB君は野球の練習に参加し、試合にもついていきました。あの日以来、お父さんが前より少し早く帰るようになりました。日曜日のキャッチボールも復活しました。男同士の話もできるようになりました。

(3) その他、疋田哲也教諭は昭和56年度・58年度は訪問学級担当でしたが自発的に普通学級（健常学級）のクラブ活動（運動クラブ：テニス、文化クラブ：軽音楽）の顧問として指導にあたりました。また、練馬区の夏期施設、下田で実施いたしました臨海学園の指導員といたし協力いたしております。

IV、生命尊重と信頼

疋田哲也教諭は新規採用教員として恵まれた教育環境の中で育ったといえます。教育の原点である人間尊重（生命尊重）の教育の実践を身につけました。当時の先輩教諭は教頭、指導主事、校長と輩出、中には東京都中学校校長会長、（鈴木憲治）全日本中学校長会会長（大橋久芳）がいます。これらの先輩から教職の在

りかたについて厳しく指導を受けています。また、文部省、東京都・練馬区教育委員会の体力づくり指定校でありました関係で当時の、東京都教育委員会主任指導主事（藤本先生・後藤先生）指導主事（池田先生）練馬区教育委員会指導主事（松沢先生）国立教育委員会（佐藤先生）の指導を受けています。

このようなことから足田哲也教諭は中村中4年において教職教養の基礎づくりがなされ、このことを土台に移動先の職場で実積をあげてきたと信頼します。

教育は信頼の絆で支えられます。信頼とは無限の肯定です。人は時に過ちを犯すものです。過ちは補うことができるものです。」

③ 中村中時代の教頭 ■■■さんの陳述書（甲92）

「2. 足田哲也教諭との出会いは、私が練馬区立石神井東中学校(教頭)から、同区立中村中学校に教頭として異動した昭和59年4月～同62年3月の期間でした。

中村中学校は、昭和56年度より3年間、文部省および練馬区教育委員会から「体力づくり推進校」の指定を受け、「心身ともに、健康で自主的な人間の育成をめざす」研究に取り組みました。「心とからだの健康づくり」「授業の充実」「生活指導の徹底」「クラブ活動の充実」に具体的に取り組みました。この研究の成果が高く評価され、昭和59年に文部省から表彰を受け、東京都教育委員会より健康優良校としての表彰を受けております。

この研究に当っては、足田教諭も積極的な勤務態度で取り組み、組織体としての学校の活性化に寄与したと聞いております。

この発表後も、特に生活指導で活躍し、別紙資料(1-1, 1-2, 1-3)に見られるように、学年会のチームワークを重視し、万引き防止指導や弱い者いじめ等の具体性のある実践指導資料を提起し、指導の効果向上に貢献しました。私自身、他校に転勤後もこれらの資料を着任校の教諭たちの研修資料として、大いに活用させ

ていただきました。

理科の教科指導では、自然に対する関心や態度の向上を目指していました。身のまわりの自然現象や自然界の中から疑問や課題を見つけ出し、進んで調べる態度を大切に、常に創意工夫を心がけ、生徒の興味・関心の向上に貢献しました。

何事にも熱心に取組む疋田教諭の指導姿勢は、同僚職員の中でも群を抜いていたことが、強く印象に残っています。そして疋田教諭の実践は現職教諭たちの目標となるものです。

現在、学校現場に起こっている問題を解決していくために、疋田教諭の実践が必要です。

私だけではなく、多くの教育関係者が「疋田哲也教諭は東京都の学校現場に必要な人材である。」と言っています。是非、疋田教諭の早期復職の実現をお願いいたします。」

④ 東久留米西中時代の同僚 ■■■■の陳述書（甲165）

「私は現在私立中学校に勤務していますが、平成7年～9年度は東久留米市立西中学校で疋田教諭と一緒に勤務していました。私は技術科担当で、理科の疋田教諭とは科目が違い、また所属学年も異なりましたが、着任したばかりの私に、疋田教諭はよく声をかけてくれました。

疋田教諭は西中学校では毎年教職員親睦会の幹事を務め、教職員歓送迎会・教職員親睦旅行・各学期末の教職員納め会・各月の教職員親睦交流会など、校務多忙の中、毎年一年間通じて教職員の慰労親睦のための企画運営にあたり、ほかの教職員から慕われていました。私が所属していた学年で、担当学年教師に対する男子生徒数人が校舎破壊や授業妨害が多発し困っていたとき、当該学年の主任・生活指導部・管理職・保護者たちは、疋田教諭によく相談していました。疋田教

諭は、該当する生徒たちとその保護者たちと当該学年教師たちと話し合う機会を何度か企画し、良い方向に向かわせてくれました。

疋田教諭が所属する学年はうまくいっていたようですが、PTAと協力しながら、「もちつき大会」等の親子と教職員が交流する会や、保護者と教師が親睦する会など、いろいろな企画をしていたようです。「親子交流球技大会」などは他の学年もやり始めました。平成9年に新人教頭として着任した井戸川教頭もPTA副会長として「親子交流球技大会」に教師たちに呼びかけ、本人も生徒や保護者たちとの交流に一生懸命に努めていました。

平成8年には、当時2年生(4階)を担当していた学年が、生徒たちの心が癒されるようにと、休み時間・放課後に自由に使えるサロンを、4階の踊り場に設置しました。所属学年の疋田教諭が、ソファとローテーブルと本棚と教育的な漫画本を寄付しました。職員会議で紹介されたときに、その発想に感心しました。このような発想が、他の学年にあれば、破壊行為や授業妨害などは起きなかったと思います。

このサロンは教師たちもときどき使って、生徒たちと雑談をしていました。私もよく生徒たちの横で、ソファに座って、本棚の、最近映画化された「三丁目の夕日」西岸良平の原作「鎌倉ものがたり」シリーズを読みました。心癒される作品です。本棚には、自然環境を考えさせる「SEED」(本庄敬)や、「三国志」(横山光輝)、「ちびまるこちゃん」(さくらももこ)シリーズが揃っていました。疋田教諭が古本屋などで購入したものでした。何冊かは他の教師が提供したものであったようです。

当時、西中学校では、保護者や教師が寄付したものがありませんでした。校庭にはサッカー部やテニス部・ソフトテニス部の生徒たちが壁打ち練習するためのコンクリートの壁は退職教師が退職金の一部で立てたもの、理科室で軽音楽部が使用しているドラムセットは現役教師や保護者が不必要になったものを寄付したものであったそうです。また職員更衣室に畳は更衣するときに足が冷たいだろうと用務主

事さんが寄付したものです。また、当時は、毎年市内で暴走族などによる卒業式前日の校舎の窓ガラス破壊・壁の落書き・式場荒らしをする事件が多発していて、それを阻止するために卒業生担当外の教師たちが学校に泊まりました。そのため布団や寝袋を、卒業生担当教師たちが寄付をし、更衣室や守衛室に保管されていました。

平成9年12月に疋田教諭のお母さんが末期癌で病院治療し、2月に他界されましたが、その間、3年生を担当していた疋田教諭は一切の校務に支障をきたしませんでした。お母さんの通夜と告別式には、学校関係では、管理職はじめほとんどの現任教職員はもちろん、現役生徒とその保護者が200人以上、卒業生とその保護者100人以上が参列し、また旧教職員とPTA役員たちと東久留米市の地域活動の方たちが手伝いをしていました。皆さん、感謝と激励のために参加されたのですが、疋田教諭がいかに多くの人と関わっていたかを感じました。」

〔4〕 上告受理申立人の教育活動と関係していた知人の陳述より

上告受理申立人が生徒たちから信頼されていたことを、その教育思想・教育力量の高さと合わせて、具体的な事実にもとづいて、客観的、専門的に分析した陳述がなされている。

- ① 他校の中学校の教員 ■■■■さんの陳述（甲88）
（研修として疋田教諭の授業の参観をした）
- ② 映像プロデューサー ■■■■さんの陳述（甲91）
（上告受理申立人とともに性教育のビデオ教材を作成した）

- ① 他校の中学校の教員 ■■■■さんの陳述（甲88）
（研修として疋田教諭の授業の参観をした）

「2 私は、名古屋市で中学校の理科の教員をしています。教師になって10年

目くらいから、名古屋性教育研究会に所属し、性教育の研究に携わってきました。平成11年には、名古屋市教育研究員として一年間にわたり「生命を尊び自他の生き方を考える性教育」というテーマで、研究に取り組みました。その研究活動の中で、東京都の小中学校に在職された複数の先生方から紹介されたのが疋田先生でした。先生とは毎年開催されている全国性教育研究大会でお会いはしていたのですが、私の研究員生活を契機にその後、研究会の場を通してアドバイスをいただいたり、情報交換を通して関わりをもつようになりました。

今回の疋田先生に対する処置に対して、あまりにも先生の実績、授業の力量が正当に評価されていないと判断しこのような陳述書を書くことを決意いたしました。まず先生の性教育に対する取り組みについて述べさせていただきます。

平成11年10月18日（月）に疋田先生の授業参観と研修を目的に小平第5中学校を訪問いたしました。教頭先生と簡単に挨拶をすませた後、視聴覚室に案内されました。そこにはもう生徒たちが着席しており、授業の始まるのを待っていました。チャイムと同時に先生が入ってこられさっそく授業が始まりました。今日の授業のねらいは、性教育入門ということで、中学1年生を対象とした授業でした。内容は、男性、女性という生物学的な性は、どのようにして認められているのかということを生徒各自がイラストを描きながら考えていく展開でした。生徒の関心を高め学習意欲を引き出すために、生徒に工夫を凝らした質問をなげかけたり、生徒の反応にあわせていろいろな資料を提示していく様子は、見事なものでとても参考になる授業でした。私は、今まで多くの授業を参観してきましたが、先生の手腕はトップレベルのものでした。また授業を実施するに当たり、保護者や事前のアンケート実施に当たり生徒のプライバシーに関する配慮など、一時間の授業を実施する上で、周到な準備がなされていることがよくわかりました。

授業参観の後では、先生が現在取り組まれている課題について説明をうけました。その内容は、コンビニに置かれている成人向けの雑誌に関わる問題でした。

私の所属する名古屋性教育研究会でも、子供とたちがこのような雑誌を読みふけったり、あるいは購入するということが話題になり、指導のあり方やコンビニにたいしてどのような働きかけをするか話題になっているところでしたので、色々質問をしました。先生は、子供だけでなく保護者への働きかけも大事であると言われ、資料としてコンビニでそのような雑誌を入手されたこと。また他の先生方への貸し出しならびに保護者への提示も考慮して、現在校内で保管管理していることなどについて説明をしてくれました。また、養護教諭が雑誌を資料として授業実践をおこなったことも紹介してくれました。とにかく子供たちに性情報に対する判断力をつけさせることが大切であることを強く主張されました。

性教育に対する批判は、「寝た子を起こすな」という考えが根強く、また、そのようなことは自然に学習するものだという雰囲気が今も根強く残っています。しかし、疋田先生の実践されてきた性教育は、現在の子供たちがさらされている環境を考えれば、とても意義のある重要な取り組みです。それは、研究員生活のとき東京都でお会いした多くの先生が、異口同音に疋田先生の成果を高く評価していることと、色々教えをうけた私自身もそう思うからです。私物保管といわれていますが、授業で使う教材をストックしていけば、すぐに量が増えてしまいます。疋田先生が一時間の授業の準備にどれほどの時間とエネルギーをかけているのか再度検証をしていただきたいとつよくお願いする次第です。」

③ 映像プロデューサー ■■■■さんの陳述（甲91）

（上告受理申立人とともに性教育のビデオ教材を作成した）

「●1990年代、私は東映教育映画部の監督として脚本・演出の仕事に携わっていました。『援助交際』が取りざたされ始めた頃で、社会全般はこの問題をどう扱えばいいのかに頭を悩ませていた時代でした。

『性』とどう向かい合えばいいのかは、私たち制作者にとっても大きな問題でした。社会の中での異性としての性や援助交際や売春といった商品化される性の

存在は、教育映像を作るという立場を超えて、私たちがどう生きるべきかということへの大きな問題提起でもあるからです。

●94年の冬、私たちは、『東京都幼稚園小学校中学校高等学校障害学校性教育研究会』の研究と理論に有効性を見いだしました。私は、ここで疋田先生と出会いました。

●疋田先生の考え方と東久留米西中学校で行われた公開での研究授業は素晴らしいものでした。

- ① 自らと社会を正確に認識しようとする
- ④ 批評性を持つ、つまり自分で考える
- ⑤ 自分の考えに基づいて行動する
- ⑥ その行動がさらに批評にさらされる、つまり教室で話し合われる
- ⑦ 考えと行動が修正される
- ⑧ 自身のメンタリティーを抑圧せずに、他者を尊重した良好なコミュニケーションを導き 出す

3年C組の教室で、私たちは人間の発達には①②③を獲得するためのトレーニングが絶対に必要であると実感しました。

いまだになくならない「いじめ」や「殺人事件」が、コミュニケーション・スキルに起因していることはいうまでもありません。ですから、疋田先生の考え方と実践方法は非常に有効であると私は思いました。

疋田先生の授業をさらに展開させた教育映像を作りたい――。

●疋田先生の3年C組のホームルームにお邪魔し、生徒たちに私たちが中学生の『性』をテーマとした教育映像をつくりたいということを語り、協力を依頼しました。

放課後、ほとんどの生徒は学校近くの団地の集会所に集まってくれました。そして、生徒たちによる「シナリオ作り」が始まりました。

これは前述の①です。『性』や『性差』に関する自らの体験や考えが数週間か

けて「シナリオ」になっていきました。

●早春の日曜日、石神井公園では「デートの場面」が、教室では「男の子をめぐる母と娘の会話の場面」などが生徒たちによって生き生きと演じられました。

●私たちのカメラは、④もしっかりと捉えました。映像やお芝居の観客もまた生徒たちだったからです。

自らの台詞が、立ち居振る舞いが、社会の中での立ち位置が、マスメディアの影響までも視座に入れられて議論されました。当時はまだそれほど論じられていなかったメディア・リテラシーも生徒たちは①から⑥を実践することによって獲得していったのです。

●こうして、1995年春、『男？女？ 自分の性を話してみよう ～What am I?～』と『異性とつきあうってむずかしい？ ～3年C組からのメッセージ～』というそれぞれ20分ほどの教材番組が完成しました。私は、自信を持ってこの番組を世に問いました。

大きな評価を得ることはありませんでしたが、現在でも全国の中学校や視聴覚ライブラリーで活用されています。

●その後も東映で高校生を対象とした『援助交際を考える』、オヤジ狩りをテーマにした『少年犯罪を考える』といった教育教材映像を制作する際にも、疋田先生はじめ『東京都幼稚園小学校中学校高等学校障害学校性教育研究会』に参加している多くの先生方から適切なアドバイスをいただきました。業務上の謝意を超えて、人間として多くを学ぶことができたことへも大変感謝しています。

●さて、東映はこうして制作した番組を販売し利潤を上げています。ですから制作費には『監修料』という名の疋田先生への謝礼金が組み込まれていました。しかし、先生はそれを受け取りませんでした。ですから、私たちは3年C組の全員と学校に図書券を進呈させていただきました。

●また、日常の職務以外にソフトテニス部顧問として、PTAの一員として多忙を極めている中で、『性教育』へのたゆまぬ研究と私たちへの惜しまぬ協働に

は頭の下がる思いでした。冬から春にかけての4ヶ月間は、とつぷりと日が暮れた部活動後だけではなく週末のほとんどを映像制作に煩わせていたからです。

●疋田先生の教育者としての熱意に打たれたことは言うまでもありませんが、私はその教育理論と実践の方法に大きな有効性を見つけています。現代社会の問題の多くはコミュニケーション・スキルとメディアや情報に対するリテラシーの欠如に起因しています。そのコミュニケーションや情報には『性』も深く関わっています。

●私は疋田先生との仕事を通して『性教育』の必要性を実感しました。『性』を考えることは人間を考えることに他ならないと思いました。いまだになくならない「いじめ」「性の商品化」「社会への無関心」…。これらの問題に教育者として真摯に向かい合い、有効な方法で解決させている疋田先生が学校教育の現場から抹殺されることは、社会的損失であると強く思っています。」

〔5〕 上告受理申立人の人柄を知る知人・友人の陳述より

上告受理申立人が決して、「独善的」ではなく、人間性を無視するような人間でもないこと、またその姿から教師として「不適格」ではないことを述べている。

① 生命保険外交員 ■■■■さんの陳述（甲89）

（上告受理申立人が入っている生命保険を担当している外交員）

～保険業務で上告受理申立人と会話する中で、その人柄をよく知り、また、教師としての姿勢も垣間見ている～

② 音楽活動関係の友人 ■■■■さん（甲116）

② 大学時代の友人 ■■■■さん（甲90）

① 生命保険外交員 ■■■■さんの陳述（甲89）

（上告受理申立人が入っている生命保険を担当している外交員）

～保険業務で上告受理申立人と会話する中で、その人柄をよく知り、また、

教師としての姿勢も垣間見ている～

「疋田先生は、5年程前から私の生命保険会社の顧客です。以来、個人的にも親しくさせて頂いております。

私は、仕事柄多勢の方々と接していますが、疋田先生は真の教育者だと感じていました。その先生が分限免職だと聞き、とても憤慨です。

都庁で行なわれた、東京都人事委員会にも、毎回、傍聴させて頂きました。傍聴を重ねるうち、東京都は、なぜ疋田先生を分限免職にするのか、全く理解できませんでした。逆に、校長先生の方が、”これが教育者の長の言動なのか？”と、疑問を持ちました。今後、東京都は一教師以上に、教頭先生、校長先生の教育を優先にすべきではないかと思った程です。

上にばかりペコペコして、サラリーマン化している教師が多い中で、疋田先生は、子供の心をつかみ、より良い方向へと導く・・・最も必要な存在です。学校の中で、校長に対して、YESマンで居なければ抹殺されてしまう世界なのだと感じました。こんな事が、教育の現場に於いても、まかり通っている現実には憤りを感じます。

疋田先生を分限免職にする事は、今後、東京都の木養育の現場に於いて、とても大きな損失です。どうか、これからの日本を担う大事な子供達から、疋田先生を奪わないで頂きたい！」

② 音楽活動関係の友人 ■■■■さん（甲116）

「●初めに

先ずは疋田氏との出会いですが、私の友人を介して紹介を受けました。氏が青山学院を卒業されて数年、昭和56年頃だと記憶しています。当時、練馬区立中村中学に勤務をされており、中学の物理の先生らしい風貌だなあというのが第一印象でした。私も氏と同じく当時から音楽活動を行っており、新たなバンドというものを結成しようとする矢先の出会いでした。氏の母校で演奏をする為にプレイヤーとしてお互いが関りを持ちまし

た。音楽に対する情熱と姿勢は手抜きなしの100%。これに軽い驚きを覚えました。また、普通は面倒で億劫がり腰が引けるような機材の運搬やら返却という裏方の作業までも、嫌な顔一つ見せずに積極的に協力をして頂きました。年齢的には氏が若干先輩になりますが、区別や差別、上下の縛りなどがなく、ニュートラルでフラットな在り方と思考をされる方だと感じました。お互いの職業やら職場での微細は解らない部分は多々ありますが、人としての存在感や価値観は充分汲み取れました。

●様々な関与

次に、私が企画・運営をしていたライブハウスでのイベントでの事です。収容キャパシティが70名足らずの狭い会場でしたが、私もよく友人知人の声をかけ、集客への努力は惜しみませんでした。だが、氏は友人だけに留まらず、卒業生の教え子達までも呼んでいらっしやいました。ある意味、これは驚きに値するものでした。何故ならば、学校を卒業しても氏を慕ってくる子供たちの気持ちを感じ取れたからです。勿論、音楽に興味があり、自分でもバンドや演奏活動をしていたり、これから始めようとする子供たちが大半でしたが、信頼関係や愛情を感じ取れないスペースには足を運びません。昭和59当時、パソコンやソフトの環境が今ほど手軽で簡易的でなかったので、チケットは態々印刷をして配っていました。が、中にそのチケットのコピーが十数枚ありました。これは氏が子供たちの願いに応えた結果でした。主催者としては、本来の意図と主旨からは外れる行為だと思いましたが、手を差し伸べた氏の心情を汲み取り、これを許諾した記憶があります。学校という枠組みの内外に関わらず、生徒と真っ向から向き合っていた氏の在り方と志向を感じた出来事でした。そんな卒業生の中に、所謂「不良」というレッテルを貼られた少年がいました。私もそんな縁から彼と数年関わりを持ちました。心根の優しいナイーブな少年は、自分という存在を認めて欲しい、理解して欲しいと全身で訴えていました。教師でない私は、人生の先輩として少々手荒な教育を彼に施しましたが、彼と出会えたのも、氏が彼を見放さず、気にかけて、関りを持ち続けていたからだと実感します。教育者としての度量と可能性というものを考えさせられました。

●一人の参加者として

平成6年から10年までの4年間、「ヤングサウンド・フェスティバル」という音楽のイベントに参加をさせて頂きました。これは東久留米市でおこなわれたものであり、氏が実行委員として率先して関与をしていたものでした。我々が参加をする以前の昭和60年頃から行われていたということは、後になり知りました。我々社会人に混じり、氏の生徒たちから父兄までがひとつになって運営をしていました。卒業生や地域の他校の生徒たちも参加していました。

ライブのイベントというものは、それこそ音を出すアンプ、スピーカーに留まらず、その音を調整して「音楽」として成立させるミキサーという機材から、それらを接続してゆくコード類まで多種多様なハードを必要とします。通常、これらを専門のショップに依頼すると、規模により若干の差はありますが、一日数十万がかかります。それを氏はある年月をかけて地道に揃え、また修繕をしながらシステムとして機能するハードを取り揃えていました。それだけでも恐ろしく手間暇と労力がかかる作業ですが、それを運搬から搬入搬出も総て自前でおこなっていました。当然金銭的なメリットなどはないのに、彼を突き動かすもの、動機付けは一体何なのか？参加する度に感じていました。自分でも企画や運営をおこなっているのに、この「生みの苦しみ」にも似た苦労は充分理解できます。ただ単に参加している人たちと、それを賄う人たちでは雲泥の差があります。多分、氏の中には、「子供たちの為に」という言葉が常に存在していたと思います。愛する人の為、家族の為、氏にはそれに愛する子供たちの為にという「使命」と呼べる情熱が消えることなく燃え盛っていたと思います。また、これだけのハード、機器を収納するにはある程度の場所が必要となります。それを金銭的負担をかけずに行うには、学校という場所を於い他にはないと、学校現場にいない素人の私でも容易に想像できます。

そしてこのイベントに参加が出来た事を改めて氏に感謝を申し上げたいと思います。

●裁きというものに関して

「分限免職」という処分を初めて氏から聞かされました。判例、事例というものをインターネットを通じて検索をしても、かつて例の殆どないものだと知りました。数回の都庁での傍聴、弁護士事務所での打ち合わせに参加をさせて頂きました。“何故彼が？”この疑

間は消え去る事はありませんでした。では一体、この裁きというものが正当性と公平性をもって実行されたのか？次にこんな疑問が湧き出てきました。それがある時点から「疑惑」という二文字に変換をしました。私は仕事として映像の企画・制作というものに携わってきております。映像とは1つのカットの連続によりシーン(場面)が作られていきます。この繋ぎ方ひとつで、意味合いや訴求ポイントは大きく変化をします。湾岸戦争のとき、ある都合や意図で製作された映像が全世界に流されました。TVでもよく問われる「演出」と「捏造」の境目、湾岸戦争以降、「メディア・リテラシー」ということが問われ始め、これは大学の専攻科目のひとつにもなりました。メディアの流す情報を評価・査定する力。今回の氏の裁きに関しては、この「リテラシー」というものを持ち出すまでもなく、初めに市教委を通じて都教委に訴えを起こした学校長側に問題があるのではないだろうかと思えてなりません。氏とは二十数年の付き合いがあり、学校長とは面識も付き合いの全くないので、100%フラットに判断を下せるとは言いません。ただ、感じるものは感じます。その感じた「何か」を裁判記録という基軸から丁寧に見させてもらおうと、都教委の処分と、さらなる人事委員会の採決に疑問が残ります。

また、疋田哲也という人物が、二十数年間に渡り、学校内の職務基準、職能要件(学校ではこういった基準はないのかも知れませんが)を十分に、いやそれ以上にこなしてきた事を、私は目の当たりにしました。そして、驚くべきは、自分の時間、俗に言うプライベート・タイム、オフというものすら活用して、クラブ活動から性教育問題、情操教育の一環としての芸術活動まで多岐に渡り取り組んできた事です。会社組織で言えば、これは正に経営者のタイムテーブルです。持論ですが、経営者に偶然なつた人は一人も居ない。何故なら、彼らには規模の大小に関わらず、ほとんど全員がフィロソフィー・哲学をもっています。つまり、疋田氏にもその哲学があり、それが彼を突き動かした。だから疲れな
い、やり続ける、諦めない、見捨てないという現れ方をしていると思います。

友人の一人としてというより、一社会人として、この「裁き」に関する真実と公平を再度問いただして頂きたいと切に願います。善悪や混沌が交じり合う21世紀、こんな時代背景だからこそ、これからの未来・将来を担う子供たちに真の教育というものを提供してゆ

くべきだと感じます。疋田氏のキャリアは、その総てを通して、「真の教育」から外れる事はなかつと確信します。それは、数々の実績からも汲み取れると思いますが、私は、彼を未だに尊敬し慕い続ける子供たちの姿を見て、それを痛烈に感じた次第です。

是非、当たり前の事ですが、最も困難な事かも知れませんが、真実を正しいジャッジメントが下される事を願っております。」

③ 大学時代の友人 ■■■■さん（甲90）

「これが、陳述書と認められるかどうかわかりませんが、大学時代の友人を救いたいが為に提出させていただきました。

彼(疋田氏)とは、同じ大学学部学科へ同期で入学し席を4年間同じくした友人です。

理工学部物理学科という一種独特に思われる学科かもしれませんが、授業も実験もこつこつと出席し頭と体で覚えていくものでした。学部が理工学部ということも有り、休んだりしたら、わからなくなることも多いので、彼はいつもまじめに授業に出席していました。

彼の性格は、まじめで回りに気を使いながらも明るく振舞っていて、いつも楽しくする雰囲気を持った人でした。

また、音楽が趣味だったのを記憶しています。

そして現在。

私が25年ぶりの同期会を開催する為、知っている友人達に連絡した所、彼から都の教員職を解雇された事を聞きました。

彼のようにまじめで、人を楽しませ、人の気持ちを大事にし、回りを明るくする性格は、教員としての職業がぴったりだと感じていました。

それが何故解雇されたのでしょうか。

彼なら、生徒達にも人気があり、楽しい授業が出来たのだろうと思っています。

いろいろ話しを聞いていくうちに、詳しくはわかりませんが、どうも一人の校

長先生との関係が問題となっていることが見受けられます。そして、その処分の仕方についても、かなり一方的なところがあるようではありません。

学校では生徒には人気があり、授業も生徒が飽きる事のなく、興味を持たせる授業をやっていたようで、実に彼らしい授業だと思います。

それ自体が、一人の校長との考え方が合わなかったのかもしれませんが。

一人の誤った判断や考えが、まじめに仕事に取り組んでいた者とその家族全員の過去と未来を変えてしまうのです。

私には男の子が3人います。公立の中学に行かせている時に感じましたが、一部の教師にやる気があるとは思えない教師がいました。生徒が課外授業などに行った時に、道を聞かれたので、教えているのを見て、知らない人と話すんじゃない。などと平気でいう教師もいました。廊下ですれ違っただけで、何故か襟首を締め上げたりしている教師もいました。我々PTAが、校長とその教師を含めて話し合いをしたいと申し出ても、話し合いの日にはその教師が不在になるような事由を作って出席しない事が多々ありました。

区の教育委員会に話しをしてのあまり取り合ってもくれませんでした。そうしているうちに、他の学校へ転勤となり、その教師と話合いが出来ないままになってしまいました。

それを見ている私としては、彼(疋田君)の行っていた事に何処に解雇するような理由があるのか疑問でなりません。

私の様に子を持つ父母にとって良い先生とは一体何なののでしょうか？校長の言いなりになり、当たり障りのない授業をやるのが、いいのでしょうか。

私は、違うと思います。間違っただけをすれば、注意し、それでも直らなければ、強行に再度注意してかまわないのではないのでしょうか。今の教師は、PTAに問題が生じないようにしていれば良いと思っている教師が多すぎます。

彼(疋田氏)のように、生徒の事を思い、授業にもクラブ活動にも熱心に教育、指導する教師こそ、真の教師でありこれからも必要だと思っています。

お願い

彼の「分限免職」の撤回し、教育者として、チャンスを与えて欲しいと思っています。」

エ 小括

以上、一部紹介した陳述書の内容からは、上告受理申立人が、通常の教員と比べても、生徒・保護者・同僚教員等から相当の信頼を置かれていたこと、教育実践についても支持されていたこと、が明らかである。

にもかかわらず、原審判決が、これらの陳述書の内容やそれに基づく上告受理申立人の主張を取り上げることなく、真偽不明な（というよりもむしろその内容の虚偽が明らかになっている）「要望書」などの怪文書を取り上げて「一部保護者からの信頼を失っていた」などと判示することは、考慮すべき事項を考慮せず、考慮してはならない事項につき考慮した違法があり、48年判例に背反するものである。

また、なぜ、これら陳述書の内容を排斥し、真偽の極めて怪しい「要望書」について、その作成名義人である「■■■■」の人証調べも行わないままにその内容を容れたのかということについては何らの説明もなく、審理不尽・理由不備の違法も認められる（312条2項6号）

（7）研修成果について

- ア 原判決は、上告受理申立人の研修成果については、一定の評価はするものの、なぜか結局は、「遅刻もせずにこなしていた。それ以上でもそれ以下でもない。という判断をすることも、やむを得ない」などと判示し、研修成果についてはこれを極めて低くしか評価していないか、もしくは全く評価・考慮していない。
- イ しかしながら、上告受理申立人が受けた研修については、次ページ以下に掲げる表の内容の通りの充実したものであり、またそれに見合う十分な成果を上げて

いるものである。

第一審判決も、原審判決も、なぜか研修内容に踏み込んだ判断は全く行わず、研修成果を考慮しないという違法がある。

研修成果については、次ページで「研修一覧表」を、次々ページおよびその次のページで「研修報告書中の体罰関連研修部分」をそれぞれ示しておく。

ウ なお、原審判決は、研修を受けた以後でも、生徒Bの保護者に宛てた手紙の内容が、生徒Bや保護者の気持ちを考慮しないものであるなどと非難する。

しかし、体罰に関する研修は、上告受理申立人が生徒B保護者に手紙を出した時点ではまだ始まったばかりであり、それ以後も体罰研修が続いていたことという点を原判決は見逃している。

上記手紙の内容（これが非難に値するものとは考えられないが）から「研修によって認識を改めたとは考えられない」などと判断する原判決は、やはり具体的研修内容の不考慮という違法、48年判例背反がある。

控訴人研修内容一覧表

上告人(上告受理人)が2003年10月6日～2004年3月31日に行った研修

研修内容		
課題	開催日	回数
オリエンテーション	10月6日午前、	1
教育相談	10月7日午後、10月29日午前、11月6日午前、11月27日午前、12月4日午前、1月8日午後、1月15日午後、1月22日午後、2月5日午前、	9
教育公務員	10月7日午前、10月10日午後、2月5日午後、	3
生徒理解	10月8日午前、10月21日午前、10月31日午前、11月7日午前、11月7日午後、12月10日午前、12月10日午後、1月13日午前、1月14日午前、1月20日午前、2月3日午前、	11
人権・道徳(教育)	10月9日午後、10月10日午前、10月15日午前、10月24日午後、10月27日午前、10月28日午後、10月29日午後、10月31日午後、12月8日午前、12月15日午前、2月2日午前、2月2日午後、2月16日午前、2月16日午後、2月17日午前、	15
服務	10月8日午後、10月27日午後、11月5日午前、11月5日午後、12月8日午後、12月15日午後、2月6日午後、	7
教育法規	10月15日午後、10月22日午前、10月29日午後、	3
生活指導、生徒指導	10月16日午前、10月28日午前、11月12日午前、11月12日午後、11月25日午前、11月25日午後、12月1日午前、12月1日午後、12月2日午前、12月2日午後、1月14日午後、1月20日午後、2月3日午後、	13
(学年)学級経営	10月16日午後、10月20日午前、11月14日午前、11月8日午前、12月5日午前、12月11日午前、1月7日午前、1月23日午前、2月6日午前、	9
情報モラル	10月20日午後、	1
自己課題・教育課題・課題研究	10月6日午後、10月21日午後、10月23日午前、11月13日午前、11月13日午後、11月26日午前、11月26日午後、12月3日午前、12月3日午後、12月9日午前、12月9日午後、12月12日午前、12月12日午後、12月18日午前、12月18日午後、12月19日午前、12月19日午後、1月6日午前、1月6日午後、1月7日午後、1月9日午後、1月9日午後、1月19日午前、1月19日午後、2月4日午前、2月4日午後、2月17日午前、2月17	28
心身障害者	10月22日午前、	1
教育健康	10月30日午後、	1
校務分掌・分掌組織	10月31日午前、11月6日午後、11月27日午後、12月11日午後、1月8日午前、1月15日午前、2月17日午後、	7
奉仕、社会体験研修	11月4日午前、11月4日午後、12月16日午前、12月16日午後、12月17日午前、12月17日午後、12月22日午前、12月22日午後、12月25日午前、12月25日午後、1月26日午前、1月26日午後、1月27日午前、1月27日午後、1月28日午前、1月28日午後、1月29日午前、1月29日午後、1月30日午前、1月30日午後、	20
事例研修	11月14日午後、11月28日午後、12月5日午後、	3
学習指導	1月16日午前、1月16日午後、1月23日午後、2月19日午前、2月19日午後、2月20日午前、2月20日午後	7
心の教育	1月21日午前、	1
授業研究	1月21日午後、	1
部活動指導	1月22日午前、	1

2003年10月6日～2004年3月31日小平市教委による上告人(上告受理人)への命令研修の報告書の中の体罰関連記述

日付	課題内容	場所	担当	書類	キーセンテンス(記述者は上告人(上告受理人))
1 10月 8日	服務	都研		甲027号証	<研修内容>体罰防止…について調べ、また指導を受けて、本質的本来的な意味から、実際の部分まで学んだ。 <今後の>懲戒と体罰について更に具体的に考えを深め、これからの指導にとりくもうと思う
2 10月 9日	人権教育	都研	鈴木	甲027号証	また教師が生徒に対しての人権侵害で一番多いのは体罰である 体罰は明治時代から法的に禁止されているのだが、戦時中なかば承認の様相があったので、多くの教師が戦後禁止されたと思っている。 体罰は人権侵害であり、やってはならないことである。
3 10月10日	人権教育	多摩	松原	甲027号証	「体罰では本当の解決にはならない」
4 10月10日	服務	多摩	富山	甲027号証	体罰 最近は受けをねらって
5 10月16日	生活指導	都研	原田	甲027号証	法令上では学校教育法第八条で体罰は禁じられている。 道義上では児童生徒の人権を侵害する。 教育上では児童生徒に恐怖感や屈辱感を与え、劣等感や無力感を増大させ、教員に対する反抗心や憎悪の感情を植えつけ、暴力を容認する態度を育て、いじめを助長しかねない。 従って、生徒に対する体罰は決して許されない。 体罰や違法な懲戒を行うと教員は行政上、刑事上、民事上の責任を問われる。 体罰が起きてしまう背景には、教員の資質欠如以外に種々様々な生徒の問題行動を解決していく際、ごく少数の教員であらなければならないという現状がある。現在、社会の構造や環境の複雑化にともない、小数の教員のみでは対応しきれなくなっている。。
6 10月16日	学級経営	都研	鈴木	甲027号証	自分自身をふりかえって、自らがルールや約束を破ってしまったことがないか、行動や言動に子どもたちを暴言暴動に誘発してしてしまったことがないかについて反省し、今後の戒めにしようと考えた。
7 10月21日	生徒理解	小平	大野	甲027号証	「教育相談の心」の能動性を日常の指導にを生かしていきたい。

場所の項目の省略表示
 都研…東京都教職員研修センター
 多摩…多摩教職員研修センター
 小平…小平市役所
 教相…小平教育相談室

8	10月21日	自己課題	小平	大野	甲027号証	山中健太君のこと健太君がちゃんと学校に行けているかどうか心配で電話をしたのに…… 異動に関して……そんな中で異動の話を経験先生から説明されPTA役員代表の要望書……虚偽でPTAは崩壊してしまう……	場所の項目の省略表示 都研……東京都教職員研修センター 多摩……多摩教職員研修センター 小平……小平市役所 教相……小平教育相談室
9	10月24日	人権教育	多摩	浅野	甲027号証	体罰は決してしない。体罰が行われていることを知ったらやめさせる。	
#	10月28日	生活指導	都研	宇田	甲027号証	情報交換を密にして、学校の組織として、また地域や社会の協力を得て、暴力行為の防止の指導に当たらなければならない。	
#	10月28日	道徳教育	都研	原田	甲027号証	自分を省みて、自分自身の中にも当然道徳実践力が内在していて、それ自分自身で育成することを常に心掛けねばと考えた。	
#	10月30日	教育相談	教相	有賀	甲027号証	「教育相談の心で、教育活動全般に取り組む」姿勢について考え、自分を振り返ってみた。	
#	11月25日	生徒指導	都研	酒田	甲027号証	どの教諭も自信過剰になっていること、児童生徒が表向きは各教諭の言うことをきいているので、自分自身のやり方や態度に過信してしまっていることである。そのため本来大切な児童生徒の立場になって対応する努力を怠っている。自分自身も落ち入りやすいことになので気をつけるべきである……	
#	12月 1日	生活指導	都研	宇田	甲027号証	生徒の問題行動に対して教員は「力に力で対抗しようとする」傾向があること、ストレスは人間の活動を高めるためのアクセルだが、過度になるとマイナス作用を起こす。教員がその状態になったとき、生徒の問題行動が起こってしまう。	
					関連	宇田統括発言「あなたはスーパーティーチャーになれる」(高裁判決文)	
#	12月 2日	生活指導	都研	鈴木	甲027号証	6-1 教員がもつ指導力の根元にあるといわれる「パワー」について振り返り、自らの長所と短所を踏まえ、日々の教育実践にどのように取り組もうと思うか	
#	12月 2日	生活指導	都研	鈴木	甲027号証	教師の「自己開示」を行う際の留意点 「人権」を考えたとき、「どんな少人数でも『嫌だな』と感じたときは、改善をしなければならない。」ということであり肝に銘じた。	
					関連	鈴木統括発言「現場に戻り中核となって活躍してほしい」(高裁判決文)	
#	1月21日	心の教育	都研	宇田	甲027号証	『心の教育』についての講義(OHP・DVD含めて)を受けた。 「暴力行為」の一番多いのが中学3年生であることを知った。 社会性を育てる指導として、○ストレスとストレスサー ○アサーション・トレーニング(自己主張の訓練)について学習した 学校現場でもどんどん活用していこうと思った。	
					関連	宇田統括発言「現場に戻り『心の教育』について校内研修をしてほしい」、翌々日にOHPの内容をUSBにコピーして渡される。	

第3 事実認定の経験則違反（318条1項）

1 原審判決には、以下の通り、事実認定について明らかに経験則から外れる事実認定を行っており、事実認定に関する経験則（247条関連）の解釈に関する重要な事項を含むものである。

2 生徒Bに対する体罰の態様について

原審判決は、生徒Bに対する体罰について、（体罰の態様からすると）「短時間で済むものとは認められない」と認定し、強度の体罰であった旨、認定する（11ページ）。

しかし、「頬を十数回叩いた」というのも、第一審原告本人尋問の結果によれば、軽く叩いたというものであり、長時間にわたり殴り続けたような悪質な態様のものではないことは明らかである。

また、本件体罰により、生徒Bが怪我をしていないことについては争いはない。

にもかかわらず、「短時間で済むものとは認められない」とし、体罰を極めて重度の態様のものであると認定したことは、原告本人尋問の結果にも反するものであるし、生徒Bが怪我をしていないという客観的事実にも反するものである。

このように、原審判決には、客観的事実をも無視して経験則から外れた事実認定を行ったという違法がある。

3 私物の撤去について

原判決は、私物の撤去については、上告受理申立人は、東久留米西中の時代から繰り返し撤去を求められながらこれに応じなかった旨認定し、根強い業務命令違反の性格が認められるとするが（原判決12～13ページ）、これも原告本人尋問の結果に反するものである。また、東久留米西中時代において、私物撤去の具体的命令が出されたことはなく（井戸川証人もそこまで言っていない。）、小平五中においても、澤川校長からは、当初は撤去命令ではなく「片付けの打診」にすぎず、このことは澤川校長自身ですら認めているところである。

にもかかわらず、長期にわたる私物撤去命令違反が認められると認定した原審

判決には明白な経験則違反が認められる。

4 保護者からの信頼の喪失について

原審判決は「一部の保護者からは信頼を喪失していたことが認められる」と認定している（22ページ）。

しかし、この点については、上述したとおり、全くの誤りである。

5 生徒F・Gに対する体罰について

原判決は、「控訴人（上告受理申立人）が生徒F・Gに対する体罰についての事情聴取を拒否した」旨認定している（22ページ）。

しかしながら、このことについては、本件事件の記録を精査していただければ一目瞭然であるが、そもそも上告受理申立人が生徒F・Gについての事情聴取の呼び出しを受けたことすらなく、この件についての上告受理申立人本人に聞き取り調査すらなされることはなかった（であるからこそ、分限免職処分理由中には挙げられず、後出し事由とされたと思われる。）。

このことは、軽微な誤りと思われるかもしれないが、記録に目を通しさえすればすぐにわかることであり、何故にキャリアを十分に積んだはずの東京高裁の裁判官ともあろうものが、しかも合議体でありながらこのような初心者でもやらないようなミスをしでかしたのかは全く謎である（うがった見方をすれば、最初から結論ありきで、記録は十分に読んでいなかったのではないか？）。

このような単純なミスをする裁判所の事実認定は経験則に反することはもちろんであるが、それ以前の問題として、裁判官として真摯な態度で事実認定に臨んだものとはとうてい思えない。

最高裁判所においては、少なくともかような凡ミスをするような原裁判所の判断をそのまま維持するという、法曹としてあってはならないことはせずに、少なくとも高裁への差し戻しは行うべきである。

第4 原審判決の地方公務員法28条1項3号の解釈の誤り（318条1項）

- 1 原審判決の、前記上告受理理由「第1」の（1）の①～⑤で指摘した理由を示して、本件分限免職処分は、「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当する事由があるので、裁量権の行使を誤ったものではないとした判示は、全体として地方公務員法28条1項3号の解釈を誤ったものであるので、破棄され適切な判断がなされるべきである。
- 2 まず、地方公務員法28条1項1～3号の規定は、「公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的から」任命権者に認められる処分権限について、「公務員の身分保障の見地からその処分権限を発動しうる場合を限定した」もの、つまり処分事由を任免権者が自由に行使することに制限を加えた規定であり、1～3号による分限免職の処分をするにあたっては、1～3号の範囲を逸脱することは許されない。前記最高裁判所の松前町吏員免職無効事件上告審判決、長塚小学校校長降任事件上告審判決、大曲郵政事務所管免職事件上告審判決（国家公務員法国家公務員法73条1項3号の事例であるが、地方公務員法28条1項3号の解釈が、そのまま適用されるとしている）は、いずれも問題になった分限処分が、法律の範囲を逸脱した場合には、違法となるとの立場にたっている。
- 3 地方公務員法28条1項3号にいう「その職に必要な適格性を欠く場合」とは、「当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、または支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合をいうものと解される」という長塚小学校校長降任事件上告審判決の判断によることについては争いがなく、妥当であると考えられるがまず、本件について見ると、原審認定事実を前提にしても、① 指摘されている問題は、全部解消しており、「その職務の円滑な遂行に支障があり、または支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合」には当たらず、②また指摘されている問題は、上司である澤川校長・岡崎教頭の在任期間に限られ、それも澤川校長・岡崎教頭との関係で問題が深刻化しているのであり、「当該職員の簡単に矯正する

ことのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因」するものではないことは、上告受理理由第1点についての主張で明らかにしたところである。

- 4 従って、本件処分は裁量権を逸脱した違法な処分として取り消されるべきものであり、原審判決が、本件分限免職処分は、「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当する事由があるので、裁量権の行使を誤ったものではないとした、上告受理理由「第1」の(1)の①～⑤の判示は、地方公務員法28条1項3号についての解釈を誤ったものであり、破棄され適切な判断がなされるべきである。

以上